

吉野川市業務継続計画

（南海トラフ巨大地震編）

平成28年11月

徳島県吉野川市

目 次

第1章	総論	1
1. 1	業務継続計画策定の背景	1
1. 2	計画の目的	2
1. 3	計画の位置付けと地域防災計画との関係	3
1. 4	計画の適用範囲	4
第2章	前提とする災害と被害想定	6
2. 1	対象災害の選定と被害想定	6
2. 2	吉野川市の被災シナリオ	9
第3章	業務継続目標の設定	17
第4章	業務継続における執行体制	18
4. 1	災害対策本部の体制	18
4. 2	職員の参集想定	21
第5章	非常時優先業務の整理	28
5. 1	非常時優先業務の定義と選定方法	28
5. 2	非常時優先業務の整理結果	29
第6章	業務継続における現状の課題と対策	33
6. 1	人的資源に関する課題と対策	33
6. 2	物的資源に関する課題と対策	62
第7章	業務継続のための対策計画	68
第8章	業務継続マネジメント体制の確立	71
8. 1	職員の教育・訓練計画	71
8. 2	業務継続マネジメント体制	73
8. 3	業務継続計画の改善・更新	74

第1章 総論

1. 1 業務継続計画策定の背景

業務継続計画（BCP）は、国の内閣府（防災担当）において、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版（平成22年4月）」、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月）」、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）」等を策定・公表するなど、地方自治体の計画策定に向けた取り組みの支援が進んでいる。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでにない広域的かつ複合型災害により、広範囲に甚大な被害をもたらした。自治体等行政機関においても、行政自身が大きな被害を受け、行政機能の停止あるいは低下により、被災後の住民生活の維持や復旧・復興の推進に大きな影響をもたらした。更に、平成28年4月14日～16日に発生した熊本地震においては、東日本大震災での教訓が十分に活かされない事例も発生し、行政機能の停滞などによる課題が改めて浮き彫りとなった。これら大規模災害での経験・教訓を踏まえ、自治体の行政機能を災害後も維持・継続するために、業務継続計画の重要性に対する認識が全国的に高まっており、現在、全国で業務継続計画の策定が進められている状況である。

本市においては、災害対策基本法第42条に基づき、市民の生命、身体及び財産の安全確保を目的に、市の防災に関する基本施策を定める「吉野川市地域防災計画」を策定し、東日本大震災をはじめとする近年の災害を教訓として、継続的な修正を行ってきた。

一方で、市は、基礎自治体として市民生活に密着した行政サービスを提供する必要がある、災害が発生した場合でも、市民生活に重大な影響を及ぼす業務は、継続実施あるいは早期再開することが求められている。このため、行政機能の継続性確保は、喫緊の重要な課題となっている。

このような背景を踏まえ、大規模災害発生時においても、本市が行政組織としての責務を果たすために必要不可欠な優先業務をあらかじめ抽出し、本市の行政機能が災害により低下した場合であっても、優先業務を継続し、また早期に再開させることを目的として、「吉野川市業務継続計画」（以下「本計画」という）を策定するものである。

1. 2 計画の目的

今後発生が予想される南海トラフの地震等、大規模災害発生時には、市職員及び庁舎等の拠点施設・設備、ライフラインにも被害が及び、市役所機能の低下が余儀なくされる状況が想定される。そのような状況においても、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめることが求められる。本計画は、吉野川市がその責務を果たすために必要となる業務を継続あるいは早期に再開・完了するため、現状における課題を明確にし、その対策を立案して、吉野川市業務継続計画（BCP）としてとりまとめるものである。

業務継続計画を策定し、実践することによる、効果イメージを通常業務を例として以下に示す。

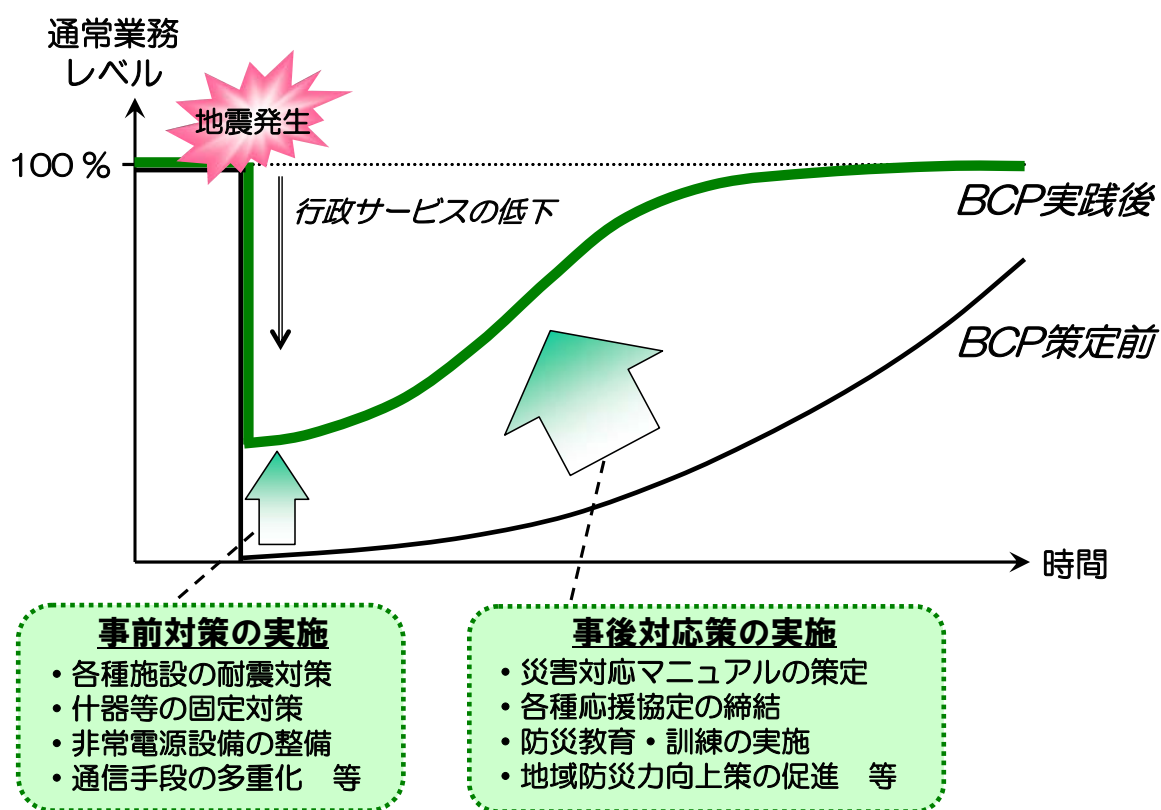


図1.2.1 業務継続計画の実践による効果イメージ

1. 3 計画の位置付けと地域防災計画との関係

「吉野川市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害予防対策から災害応急対策及び災害復旧・復興対策について、本市及び関係機関が処理すべき事項を示した防災活動の総合的かつ基本的な計画である。

一方、「業務継続計画」は、市庁舎や市職員などの行政自身の被災も前提とした本市独自の計画で、災害対応業務及び継続が必要な通常業務を特定するとともに、業務実施の目標時間を具体的に定め、限られた資源を前提として、目標時間を達するために、事前より取り組むべき対策計画であり、地域防災計画を定量的根拠に基づき補完するものとなる。

表1.3.1 地域防災計画と業務継続計画の比較

項目	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための、総合的かつ基本的な事項を定める計画	発災時の限られた資源（人・もの等）を基に、非常時優先業務を目標とする時間までに実施できるようにするための計画
対象とする災害	災害全般（地震・津波、風水害、大規模火災、その他の大規模災害）	災害全般から特に影響の大きな重大災害を特定
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要はない	職員、庁舎、設備、情報システム、電力、通信等の必要資源の被災、災害後の状況を評価し、利用できる限られた資源を前提に計画を策定
対象業務期間	予防・応急対策・復旧・復興	発災から1か月間程度
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする	非常時優先業務を対象とする（災害対応業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）
対応業務の優先度	すべきこと（所掌業務）が記載され特に優先度は設定せず	利用できる資源が限られ、目標に対する時間制約があることから、業務に優先度（業務開始・再開・完了目標）を設定

1. 4 計画の適用範囲

本計画が対象とする範囲は次のとおりである。

(1) 対象事象

本計画で対象とする事象は、「吉野川市地域防災計画（平成27年3月改訂）」に基づき、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」（平成25年7月31日公表）、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）」（成25年11月25日公表）を参考として、本市域への影響が最も大きいと考えられる「南海トラフ巨大地震」とする（詳細は、2.1節参照）。

(2) 対象時期

本計画で検討する事後対応の対象時期（範囲）は、地震発生から概ね1か月以内とする。

(3) 対象業務・対策

対象とする業務は、災害対応業務と優先すべき通常業務とする。また、検討の対象とする対策は、業務継続の実現に向けた課題に対する対策とする。

対象とする業務及び対策と地域防災計画との関係を、下図に示す。

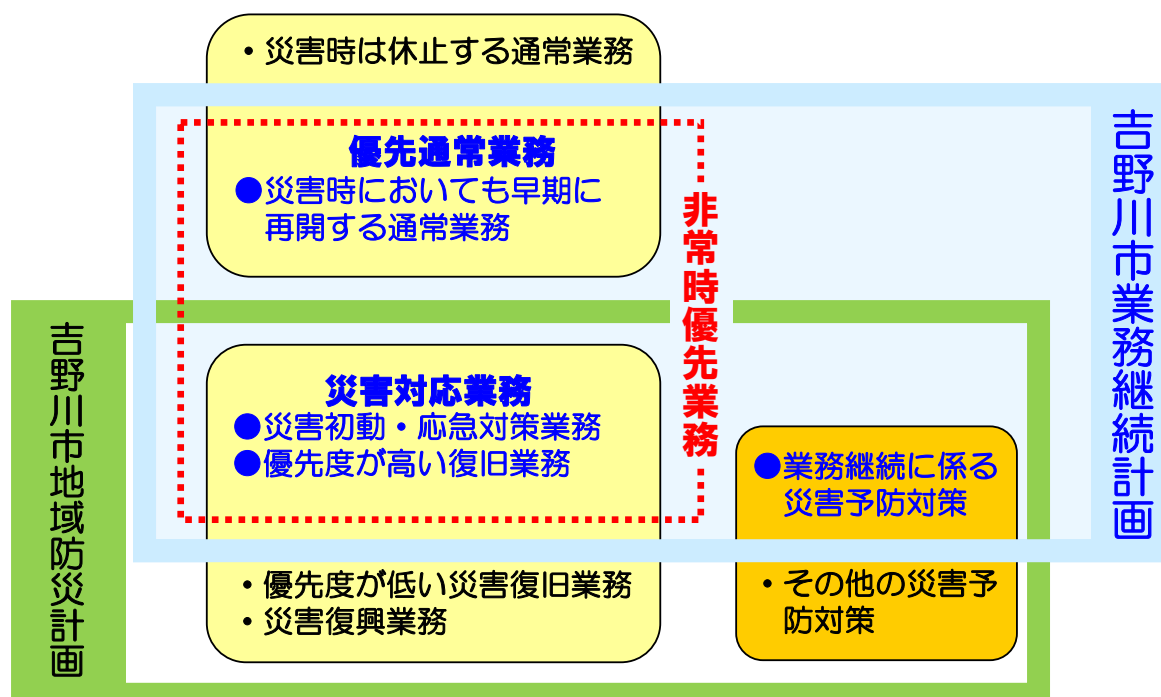


図1.4.1 対象とする業務・対策と地域防災計画との関係

（４）対象組織

本市の災害対策本部組織の内、消防班を除く、9災害対策班を対象とする。ただし、災害対策支部班については、鴨島、川島、山川、美郷の各支所それぞれの支部組織として扱うものとし、結果として8班4支部を対象とする。なお、消防班については、災害時の指揮命令系統や人員運用等において独立性が高く、業務内容の専任性も高いことを踏まえ、対象外とする。

第2章 前提とする災害と被害想定

2. 1 対象災害の選定と被害想定

本計画で対象とする災害は、次に示す理由から、「吉野川市地域防災計画（平成27年3月改訂）」に基づき、「南海トラフ巨大地震」と定める。

- 吉野川市地域防災計画及び徳島県の地震対策行動計画等取り組みとの整合を図る。
- 吉野川市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。
- 国を始め、徳島県、吉野川市が、今後連携して着実に対策に取り組んでいくべき地震（災害）である。

また、計画の前提とする南海トラフ巨大地震の発災時刻は、建物全壊棟数などの被害が最も大きくなる「冬の休日18時」とする。なお、被害想定における死者数は、冬深夜のケースが冬18時より40人多い結果となるが、ここでは、以下に示す災害対応への影響の大きさや、県被害想定においても冬18時を主体としていることなどを勘案し、本計画では冬18時によるシナリオを基本とする。

- 徳島県の被害想定結果より、建物被害（全壊）が最も多いケースであり、非常時優先業務の業務量も多くなることが想定される（※）。
- 火気を使用する時間帯であることから火災による被害も最も多いケースである。
- 時間外発災であるため、職員は基本的に自宅にいるものとし、非常参集を必要とする。
- （※建物被害が多い場合、被害調査・危険度判定などの直接的な業務を始め、派生する避難者・避難所対応、必要となる物資・資機材調達、災害廃棄物処理、応急仮設住宅対応、倒壊による道路啓開、罹災証明等各種書類処理など、関連する多くの業務に影響することとなる。一方、例えば死者数が多い場合は、捜索活動や遺体安置・処置等に係る業務などの直接的な業務への影響に限られる。）

上記、南海トラフ巨大地震の被害想定は、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」（平成25年7月31日公表）、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）」（平成25年11月25日公表）を参考としている。

次ページ以降に、震度階分布、液状化危険度分布、主な被害数量を抜粋して示す。

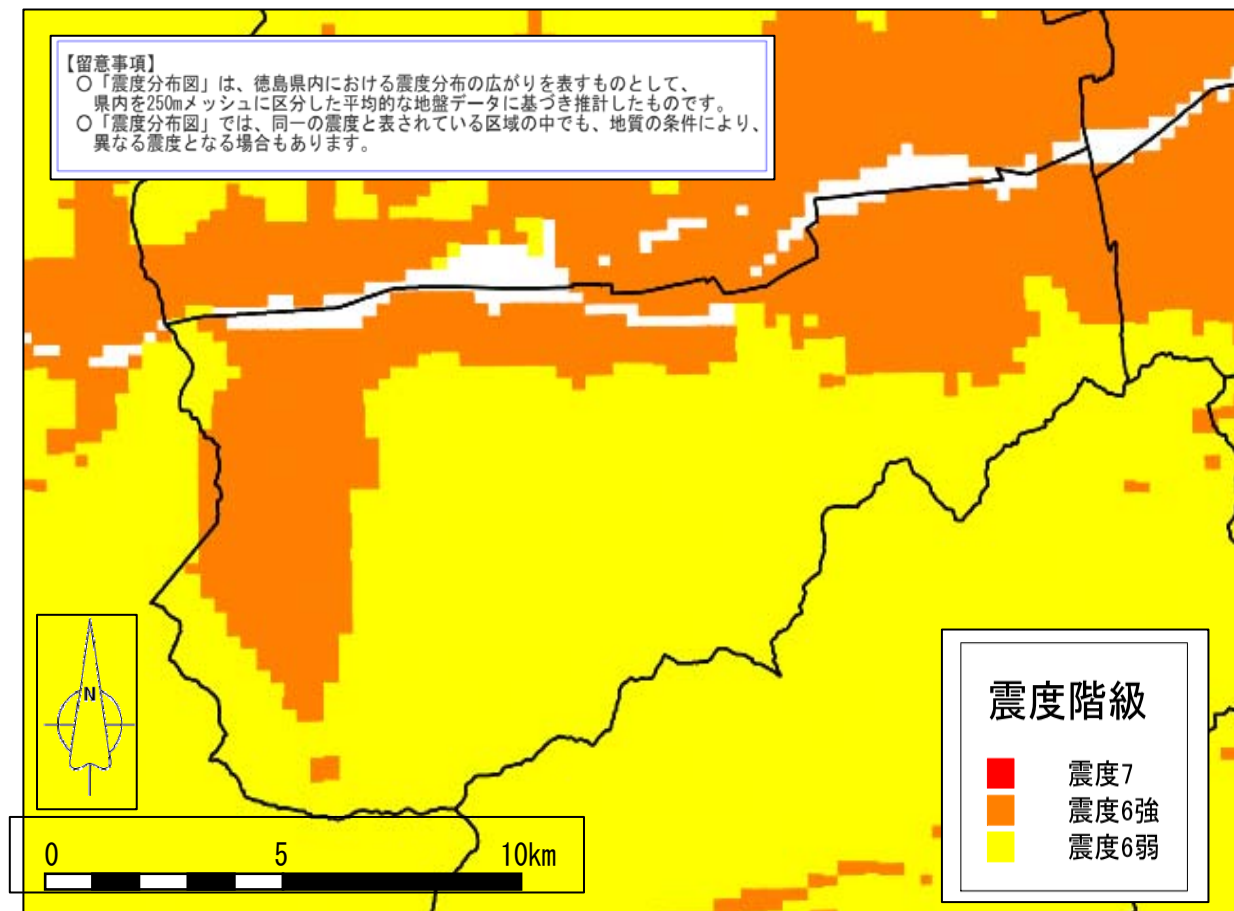


図2.1 南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】

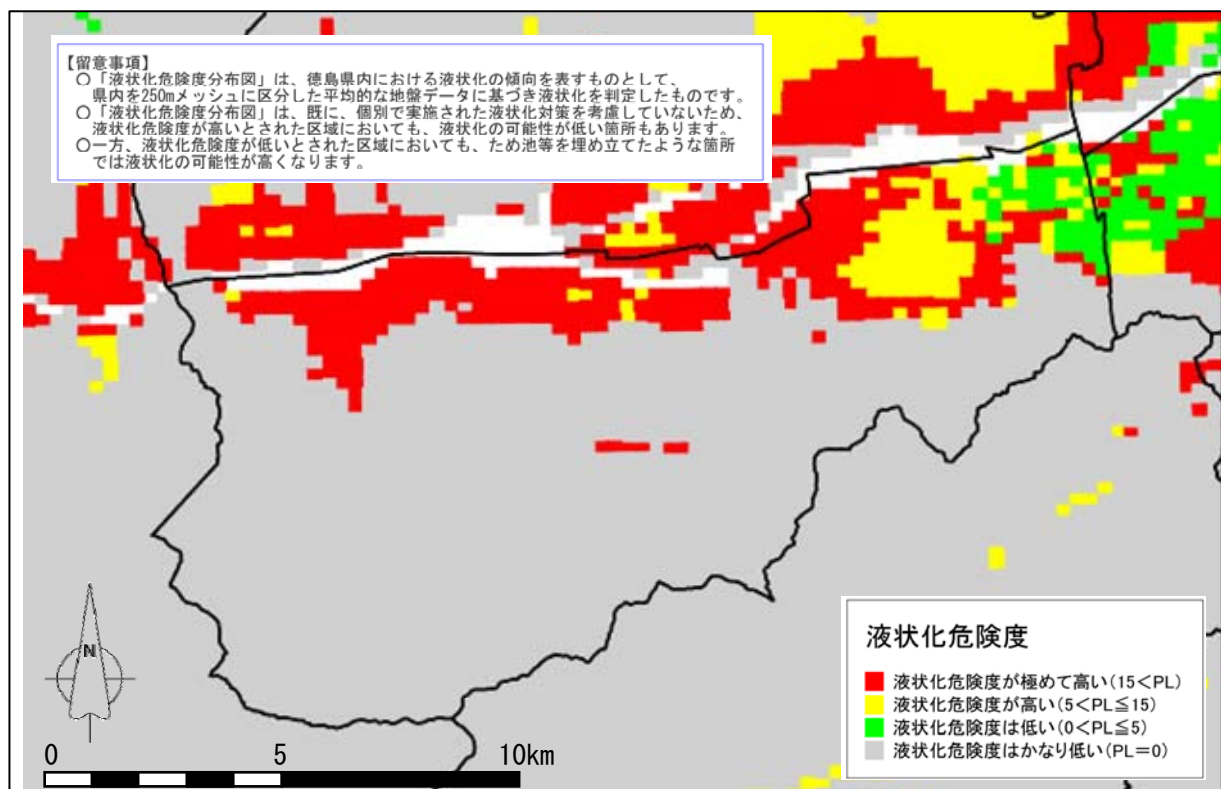


図2.2 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】

表2.1 南海トラフ巨大地震による被害想定数量

■建物被害（冬18時）

	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
全壊・焼失棟数	2,100	30	20	0	70	2,200
半壊棟数	4,300	760	30	0	—	5,100

注）市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

■人的被害（冬18時）

	揺れ		急傾斜地	火災	ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物	合計
		うち家屋倒壊				
死者数	100	※	※	※	※	100
負傷者数	720	110	※	※	50	780

注）※ は若干数を表す。

■ライフライン被害

上水道

給水人口 (人)	断水率 (%)			
	直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
43,200	97	82	62	12

下水道

処理人口 (人)	支障率 (%)			
	直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
20,700	10	10	10	0

電力

電灯軒数 (軒)	停電率 (%)	
	直後	1 日後
43,200	100	55

通信施設

回線数	不通率 (%)	
	直後	1 日後
43,200	100	55

■避難者（冬18時）

人口 (人)	直後			1 週間後			1 ヶ月後		
	避難所生活者	避難所外生活者	避難者数合計	避難所生活者	避難所外生活者	避難者数合計	避難所生活者	避難所外生活者	避難者数合計
44,020	3,900	2,600	6,500	6,100	6,100	12,300	3,100	7,300	10,400

注）市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

(※「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」による)

2. 2 吉野川市の被災シナリオ

本計画の前提として対象災害とした南海トラフ巨大地震により、吉野川市において想定される状況を取りまとめた被災シナリオ（災害様相）を以降に示す。本シナリオは、南海トラフ巨大地震発生後の職員の災害対応、あるいはそのための検討において、前提となる被害・対応状況の共有・イメージ向上のために、災害様相を発災から時系列的にとりまとめたものである。

南海トラフ巨大地震による吉野川市の被災シナリオ（1/7）

項目	発災直後（～12時間後）	12時間後～3日	4日～1週間	8日～14日	15日～1ヶ月
地震動	市内全域で震度6弱以上の強い揺れを観測。 特に市内居住地域の多くが震度6強の非常に強い揺れとなる。 大きな横揺れが2～3分程度続く。 その後、大きな余震も発生。	震度4～5 強程度の余震が頻発。	余震継続。	余震継続。	徐々に余震減少。
地盤	液状化 吉野川沿いを中心とする市内低地部の多くで液状化現象が発生。 液状化の激しいところでは、大量の噴砂や地盤沈下、護岸の流動化等の発生が多く見られる。 中山間地でも東山谷川沿いの東山周辺などで液状化現象が見られる。	余震により噴砂が続くところもあり、一部水の引かないところも発生。	田畑など、噴砂の跡が残る。		
建物被害	耐震性の低い木造住宅を中心に、揺れにより約2,100棟が全壊、4,300棟が半壊。 液状化、急傾斜地崩壊でそれぞれ30棟、20棟が全壊、760棟、30棟が半壊する。 木造住宅密集地などでは、火災による焼失も発生。	余震に伴い、建物被害が拡大。 揺れ、液状化、急傾斜地崩壊による建物全壊総数は、火災焼失も含め、約2,200棟となる。 半壊棟数は、全体で5,100棟。	余震による建物被害が一部拡大。	(左記状況の継続)	
市街地	火災 発災後数箇所から出火し、建物倒壊や液状化の影響による道路閉塞等により、消火活動に支障をきたす可能性。 初期消火しきれずに、火災延焼する地域が発生。	通電火災の発生も見られ、火災による焼失棟数は、合計70棟となる。			

南海トラフ巨大地震による吉野川市の被災シナリオ (2/7)

項目	発災直後（～12時間後）	12時間後～3日	4日～1週間	8日～14日	15日～1ヶ月
道路	液状化による路面被害、橋梁被害、急傾斜地崩壊に加え、古い木造家屋等の倒壊による道路閉塞も発生。 中山間地では、斜面崩壊等による道路閉塞箇所が多数発生。 停電により信号機が作動せず、中心部の幹線道路等では一部混乱・渋滞が発生する。	道路啓開が進められるが、国道192号等の緊急輸送道路が優先され、その他の道路では不通箇所も多く残る。 避難や安否確認、救援等に向かう車両によって、市街地の主要道路等で一部渋滞が発生する。	道路不通箇所が徐々に減少する。 中山間地の斜面崩壊等大きな被害箇所では復旧に時間を要し、迂回路が設定される。 緊急車両等が集中し、中心部等で渋滞区間発生。	(左記状況の継続)	市内交通がほぼ復旧。
鉄道	地震動や液状化による盛土や橋梁部を中心とした被害が発生し、安全確認と合わせ、全線不通となる。	県内の鉄道は全て不通。	(左記状況の継続)	応急復旧が進められるが、全線不通のまま。 バスによる代替輸送開始。	応急復旧が終了した一部区間で折り返し運転が始まる。
上水道	管路や浄水場等の被害により、市内の約97%、約4.2万人が断水となる。 液状化等の配管被害により、道路で漏水する箇所も発生。	引き続き断水状態が続き、1日後でも約8割が断水状態。 給水車等による応急給水開始。	応急復旧が開始され、断水世帯数が減少するが、1週間後も約6割が断水。 配水幹線付近等で仮設給水栓設置。	基幹管路の応急復旧が進められ、枝線の復旧とともに、徐々に断水人口減少。	9割近くの応急復旧が完了するが、液状化被害の大きい地域等、1割程度は依然断水。
下水道	地震動や特に液状化により、公共下水道等整備区域では、管路の被害やマンホールの浮上等発生。 噴砂による側溝の閉塞も見られる。 浄化槽についても浮上等被害が発生する。	公共下水道等整備区域では、多くのトイレが利用できなくなる。 液状化被害のない浄化槽は使用可能。 仮設トイレの設置が始まる。	応急復旧が進められ、被害の軽微な地域では下水道利用の再開。	応急復旧が進められる。 1週間後の支障率は約1割程度。	ほぼ全域で復旧完了。

南海トラフ巨大地震による吉野川市の被災シナリオ (3/7)

項目	発災直後 (～12 時間後)	12 時間後～3 日	4 日～1 週間	8 日～14 日	15 日～1 ヶ月
電力 通信 ガス	発電所の一時停止、電柱（電線）、変電所、送電線（鉄塔）等の被害により、全域で停電となる。	電柱等の直接的な被害以外は、供給ネットワークの切り替えにより順次解消され、1 日後で停電率 55% 程度となる。病院等重要施設では非常用発電装置で対応するが、設備を有さない施設には電源車の配備等対応を要す。燃料の供給に支障。	電柱等の復旧が進められ、順次停電が解消される。	液状化被害の影響が大きい地域など、一部停電が続く。	応急復旧がほぼ完了する。
	全域で輻輳のため通話はほとんどできなくなる。液状化などによる電柱等通信設備の被害から、固定電話も利用困難な地域が発生。メールもかなりの遅延を生じ、固定電話が利用困難なエリアでは、多くが同じ伝送路を使用する携帯パケット通信も利用できない。携帯電話・スマートフォンは、停電により充電ができなくなる。から、徐々に利用できなくなる。災害用伝言ダイヤルの運用開始。	通話の輻輳は続くが、つながり始める。メールは架線等被害を受けているエリアを除き正常化。一方で、停電エリアの基地局等で非常用電源の燃料補充が間に合わず停波するところも生じる。固定電話の不通率 50% 強程度となる。避難所等では、特設公衆電話や、携帯各社の移動中継局が配備などが始まる。	電柱・架線等の被害が生じた地域は、応急復旧が進められ、通信状態が徐々に回復。中山間部などの道路復旧が進まない地域では、復旧に遅れがある。	応急復旧が進む。避難所・拠点施設等の通信手段確保対応は継続。	通信支障のほとんどが解消される。
	市内全域でガスボンベ等の安全装置等により、供給が停止。	事業者による各戸の安全点検が始まり、安全が確認された必要家から供給が再開される。	点検が進められ、順次供給が再開。	点検が進み、液状化被害の大きい地域以外は、供給が再開。	1 ヶ月で全戸ほぼ復旧。

南海トラフ巨大地震による吉野川市の被災シナリオ（4/7）

項目	発災直後（～12時間後）	12時間後～3日	4日～1週間	8日～14日	15日～1ヶ月
救助・支援	建物被害により約 100 人の死者、約 720 人の負傷者、うち重傷者約 130 人発生。 倒壊建物の下敷きになる住民が多数発生する。 発災当初は近隣住民、消防団による救助活動が主体となるが、夜間のため、救助作業が難航する。	自主防災組織・消防団を中心に初期消火活動を実施、その後消防本部組織も加わり消火活動を実施。出火箇所が市内に点在し、道路閉塞箇所が多いため、消火活動が難航し、火災延焼する場所が発生。	建物被害により約 100 人の死者、約 720 人の負傷者、うち重傷者約 130 人発生。 倒壊建物の下敷きになる住民が多数発生する。 発災当初は近隣住民、消防団による救助活動が主体となるが、夜間のため、救助作業が難航する。	引き続き救助活動が展開されるが、発生後 72 時間を超えてからは救出生存率が急激に低下。	
	火災	火災	火災	火災	火災
	医療	医療	医療	医療	医療
避難所	住宅被害、ライフラインの断絶、余震、火災等により約 3,900 人が避難所へ移る。 指定避難所以外の施設、又は自家用車やテントに避難する人も発生。 避難所外生活者も含め、避難者約 6,500 人となる。	住宅被害、ライフラインの断絶、余震、火災等により約 3,900 人が避難所へ移る。 指定避難所以外の施設、又は自家用車やテントに避難する人も発生。 避難所外生活者も含め、避難者約 6,500 人となる。	物資不足は一部解消されるものの、時間と共にニーズが増える。 避難所運営を手伝うボランティアが増える。 避難者は 1 週間後にピークの 12,300 人。	物資不足は一部解消されるものの、時間と共にニーズが増える。 避難所運営を手伝うボランティアが増える。 避難者は 1 週間後にピークの 12,300 人。	物資不足は一部解消されるものの、時間と共にニーズが増える。 避難所運営を手伝うボランティアが増える。 避難者は 1 週間後にピークの 12,300 人。

南海トラフ巨大地震による吉野川市の被災シナリオ (5/7)

項目		発災直後 (～12 時間後)	12 時間後～3 日	4 日～1 週間	8 日～14 日	15 日～1 ヶ月
救助・支援	住宅			仮設住宅建設、公営住宅確保のため、必要戸数、建設用地等検討。 徳島県をはじめとする関連団体・業者と調整開始。	公営住宅への入居者募集。 民間賃貸住宅等提供について調整。	仮設住宅建設の着工。 仮設住宅への入居者募集。 公営住宅への入居開始。 民間賃貸住宅の斡旋。
	帰宅困難者	鳴島駅周辺等で帰宅困難者が一部発生。 物資の提供や避難所等への誘導等対応。	避難所等への情報提供により、徐々に減少。			
	災害廃棄物	市内の家屋倒壊・焼失等により、約 16 万トン、28 万 m ³ 程度の災害廃棄物が発生する。	被害が小さかった地域では家内外の片付けを開始し、廃棄物が出始める。	(左記状況の継続)	全半壊の建物を除いて、概ね片付け完了。全壊建物の撤去が始まり、震災廃棄物が急増する。	廃棄物置き場のスペースが足りなくなり、仮置き場を確保する。
	避難行動要支援者	避難行動要支援者の安否確認、避難誘導に手間取る。	福祉避難所の利用が開始されるが不足し、一般の避難所や社会福祉施設等への緊急入所が行われる。	避難所生活等で生活の不活発病発生の恐れ。	自主防災組織とも協力した継続的な支援と健康状態の確認を要す。	災害関連死・孤立死等の発生。
	死者・行方不明者	市内で約 100 人の死者が発生する。搬送・検死・身元確認の実施と共に、遺体安置所を設置する。	遺体の身元確認、家族への遺体の引き渡しを実施するが、身元の分からない遺体もあり、継続的な管理・保全を要す。	(左記状況の継続)	施設の被害、燃料不足等により、火葬処理能力が不足。	市の主催の合同慰霊祭が開催される。

南海トラフ巨大地震による吉野川市の被災シナリオ (6/7)

項目	発災直後 (～12 時間後)	12 時間後～3 日	4 日～1 週間	8 日～14 日	15 日～1 ヶ月
職員・庁舎被害	市役所の被害は軽微であったが、什器が倒れ、PC 転倒など業務再開に時間を要す。 被害が多く、暗くなっていることもあり、職員参集に時間を要し、初期対応の人員が大きく不足する。 通信の不通により、安否確認が進まない。	庁舎施設・設備の被害、電気や通信などのライフライン途絶等により、市本部の運用に支障を来す。 避難者が市役所等公共施設に続々と集まってきて対応に追われる。	行方不明者や被害が多く、対応に追われる。 職員の食糧調達等にも時間を要す。 支援職員等が到着し、協力を開始するが、当初混乱も生じる。	連日の災害対応業務により、職員の健康問題が発生する恐れ。	(左記状況の継続)
行政対応	他自治体からの応援準備を開始し、先遣隊を派遣。	他自治体等から応援職員が到着し始める。 被災の状況から、追加応援要請をする。	他自治体等からの応援職員の受入・活動調整が本格化するが、職員不足のため、対応しきれない。	(左記状況の継続)	応援職員との役割分担等、軌道に乗る。
学校	非常参集後に避難所として開設等対応。	体育館は避難所として使用され、自主防災組織等と連携し、運営を支援。 学校は休校。	避難所の運営支援と平行して応急教育の開始準備を行う。	避難者に配慮しつつ、学校再開準備を進める。	避難所の統廃合が進み、1 ヶ月後に全校で授業再開。 被災児童への就学支援、心のケア。
ボランティア		各地からボランティアが集まり始める。 当初は社会福祉協議会との連携が十分とれない。	災害ボランティアセンターの立ち上げ。 ボランティアの数が増大。	ボランティアセンターの運営が軌道に乗ること、行政との連携が円滑に。	ボランティア活動の継続。
救援物資		市に救援物資が少しずつ届き始める。 避難所等へ輸送開始するが、道路閉塞や一部渋滞が物資輸送の障害となる。	救援物資が増え始めるが、道路交通情報把握に苦勞する。 道路閉塞・渋滞が避難所への物資輸送の障害となる。	救援物資が殺到し、保管場所、仕分け要員、車両が不足する。 24 時間体制で救援物資が届けられ、対応を要する。	配送体制は安定する。 時間と共に避難者のニーズは変化し、それらに対応した物資調達・提供方法を工夫。

南海トラフ巨大地震による吉野川市の被災シナリオ（7/7）

項目	発災直後（～12時間後）	12時間後～3日	4日～1週間	8日～14日	15日～1ヶ月
建物危険度判定、罹災証明	建物危険度判定の準備を始める。	建物危険度判定が徐々に開始される。 県等からの応援調査員を受入。	建物被害認定調査、罹災証明発行手続きの開始。	建物危険度判定の終了。 罹災証明発行手続き、各種被災支援手続きにより窓口が混乱。	（左記状況の継続）
広報	市民、報道機関からの市内被害状況、災害対応状況等に関する問合せが殺到。	ホームページに震災関連情報を立ち上げる。 情報収集・集約に追われる。	各種情報や支援物資の要望をHPに掲載。	HP・避難所等での広報。 メディア対応。	（左記状況の継続）
被災者対応（避難所）	自身の安全確保、家族の安否、周辺被害の状況等、生命維持及び情報に関するニーズへの対応。 通信手段の確保対応。	水や食料、毛布等のニーズへの対応、プライバシーの確保。 避難所におけるペット飼育ニーズへの対応。	衛生面（トイレ、入浴等）、暖かい食事等ニーズへの対応。 在宅避難者への対応。	被災した自宅の公費解体等に対する問合せへの対応。	雇用や生活再建等の被災者生活再建支援に関する問合せへの対応。
被災者対応（窓口）	安否確認や避難所の収容先、被害状況等に関する問合せが殺到。	各窓口において、業務開始のための情報収集、情報の整理を実施。	市民相談窓口の開設。 被災状況、ライフラインの復旧、安否確認等に関する問合せが殺到。 電話がつながりにくい、復旧が遅い等により、行政に対する不満増大の可能性。	窓口へ市民が集中。 長時間の受付待ちが発生した場合、市民の行政に対する不満が増大する可能性。	義援金、雇用、生活再建等の被災者生活再建支援に関する問合せへの対応。

第3章 業務継続目標の設定

想定される大規模災害発生時においても、市民の身体・生命・財産の保護を最優先とし、また、被災者が少しでも早く、安心できる日常生活に戻ることができるように業務を遂行することが、行政として最も基本的かつ重要な責務である。対象とする南海トラフ巨大地震では、行政自身にも大きな被害が及び、限られた資源（人員・設備等）で責務を果たすことが求められる。そのため、実施すべき業務の優先度を定めることが必要であり、そのための吉野川市全体の業務継続目標を、下表のとおり設定した。

表3.1 吉野川市全体の業務継続目標

目標時期	業務継続目標	
	災害対応業務	通常業務
3 時間以内	・災害対策本部体制の確立 ・避難所の開設 ・救急・救助活動の開始 ・救護所の設置開始 ・要配慮者の応急対策開始 ・重要通信設備等の確保 ・住民等広報の開始	・公印の管理・保管体制の確立 ・新型感染症等対策体制の確立
24 時間以内	・被害の全体像の把握完了 ・緊急交通・緊急輸送の確保 ・避難者の避難所への収容完了 ・応急トイレ対策開始 ・遺体の収容・処理体制の確立 ・建築物の応急危険度判定開始	・災害対応に係る重要システムの運用再開 ・個人情報・重要情報の保護 ・重大行事等の延期調整手続き
3 日以内	・市民相談窓口の設置 ・罹災証明書の発行開始 ・各種応援・支援の受け入れ体制確立 ・ボランティアセンター設置 ・義援金の受入体制確立	・福祉に関する窓口業務の再開 ・国民健康保険事務の再開 ・各種処理システムの運用再開 ・文章の收受・発送業務再開
1 週間以内	・市管理公共施設等の応急復旧の開始 ・がれき等の収集・運搬・処理体制確立 ・住宅入居に関する関連業務開始 ・文化財・文化施設等の応急対策開始	・窓口業務の再開 ・住民票・転出入・印鑑登録等業務の再開
2 週間以内	・被災に関する各種証明書の発行開始 ・被災者の生活再建に係る業務の開始	・学校・保育所関連事務の再開 ・経理・支払い事務の再開 ・職員の人事・給与事務の再開
1 ヶ月以内	・応急仮設住宅の建設開始 ・所管施設の応急復旧完了 ・本復旧・復興への移行	・学校教育の再開 ・地方交付税等交付金業務の再開 ・各種賦課調定業務の再開

※「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版」（内閣府）、「吉野川市地域防災計画 第2章 第1節災害応急対策の流れ」等を参考

第4章 業務継続における執行体制

4. 1 災害対策本部の体制

(1) 災害対策本部の設置

吉野川市災害対策本部は、「吉野川市地域防災計画」において、地震に関しては、次の設置基準に基づき、自動設置することとなっている。

災害対策本部の設置基準

- ① 震度5強以上の地震が発生したとき
- ② 南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したとき

本計画が前提とする「南海トラフ巨大地震」では、市内で最大震度6強の揺れが生じることから、上記基準に基づく災害対策本部を自動設置することとなる。

(2) 職員の動員配備体制

本市における地震時の職員配備体制は、吉野川市地域防災計画により、次のとおりである。勤務時間外における南海トラフ巨大地震発生の際は、第3次配備となり、全職員は、勤務場所（所属部署）を基本として、第2参集場所に自主参集しなければならない。

表4.1.1 吉野川市の配備基準

配備区分	動員職員	震度階区分
第1次配備 (警戒体制)	防災局長、指定部・次長 消防団長、副教育長 防災対策課全職員 建設部・産業経済部全職員 指定課長、指定職員 等	震度4
第2次配備 (災害警戒本部・支部設置)	全部・次長、全課長 支所長、指定職員	震度5弱
第3次配備 (災害対策本部・支部設置)	全職員	震度5強以上

※ は、本計画の対象地震による該当配備体制を示す。

(3) 決定者代行順位

配備体制の決定等、命令系統における決定者は市長であるが、市長不在または連絡不能の場合は、吉野川市地域防災計画に基づき、以下の代決者・代行順位となる。

表4.1.2 吉野川市の決定者・代決者

	第1次・第2次配備体制	第3次配備体制
決定者	①防災局長	①市長
代決者 (○数値：順位)	②総務部長 ③建設部長	②副市長 ③防災局長

※  は、本計画の対象地震による代行順位を示す。

(4) 災害対策本部の組織

吉野川市の災害対策本部の組織構成は、通常組織との対応と合わせて、表4.1.3のとおりである。南海トラフ巨大地震発生時には、市長を本部長とする災害対策本部を、本庁東棟2階に設置することとなる。災害対策本部の副本部長は、副市長及び教育長、本部員は、局長又は部長、次長により構成される。また、災害対策本部の各班は、それぞれ本部員を班長として、各所属部署職員で構成する。

表4.1.3 吉野川市災害対策本部の組織構成と通常組織の関係

班名		班長	班員の所属部署(課等)
情報総括・総務班		防災局長及び 議会事務局長	防災対策課
			総務課
			議会事務局
			管財システム課
企画・会計班		総務部長及び 会計管理者	管財システム課
			企画財政課
			監査委員事務局
			会計課
			税務課
市民班		市民部長	国民年金課
			人権課
			環境企画課
			運転管理センター
			選挙管理委員会
民生・福祉班		健康福祉部長	子育て支援課
			健康推進課
			介護保険課
			社会福祉課
経済班		産業経済部長	商工観光課
			農業振興課
			農地林業課
			農業委員会事務局
建設班		建設部長	建設課
			監理課
			都市計画住宅課
			建築営繕室
水道班		水道部長	経営企画課
			上下水道課
教育班		副教育長	教育総務課
			学校教育課
			生涯学習課
			学校再編準備室
			給食センター
災害対策支部班	鴨島支部	市民部次長	市民課
	川島支部		川島支所
	山川支部		山川支所
	美郷支部		美郷支所
消防班		消防団長	鴨島方面
			川島方面
			山川方面
			美郷方面

4. 2 職員の参集想定

南海トラフ巨大地震が勤務時間外に発生した場合、市職員は、地域防災計画による配備基準に基づき、指定された参集場所に自主参集を行う。ただし、同じく勤務時間外発災であった阪神・淡路大震災では、公共交通機関の途絶や、職員自身の負傷等の被害により、参集及び非常体制確立に多大な時間を要したことが報告されている。本計画では、このような交通機関の途絶や、職員自身あるいは家族の被災を考慮して、より現実的な職員の参集予測を行った。

(1) 参集予測における条件設定

1) 参集予測の前提条件

職員の参集予測における前提条件を以下に示す。

<対象職員>

- 職員の参集は、勤務時間外（休日 18 時発災）とし、非常時優先業務（災害対応業務・優先通常業務）を行う予定となっている全職員（臨時職員等含む）が自宅から指定された参集場所へ向かうものとする。
- 全職員の内、休職中や健康上等の理由により、災害時参集免除となっている職員は、本予測の対象外とする。
- 市長・副市長始め、災害対策本部会議の構成員となる局長、部長等は、班員としては計上せず、災害対策本部会議として扱う。
- 消防班については、業務の専任性や災害時の指揮命令系統・人員運用等の独立性を踏まえ、本検討での対象外とする。

<参集手段>

- 全交通機関は、地震発生後に停止しており、使用不能とする。
- 参集方法は、職員参集名簿による各職員の参集手段に基づき、徒歩あるいは自転車、バイクのいずれかを基本とする。

2) 参集所要時間に係る設定

職員参集の所要時間は、参集開始時間と移動時間の和とするものとして、職員参集名簿の情報と被害想定による吉野川市の被害状況の考慮に基づき、既往事例等も参考として次のとおり算定する。

<参集開始時間>

参集開始時間は、災害発生より 10 分後を基本とし、職員参集名簿の情報に基づき、以下の

2 点を考慮するものとして、次のとおり仮定する。

○自宅の耐震性

自宅の建築年が「S56 以前」（旧耐震）、あるいは耐震診断結果によって自宅の耐震性が「無」と判断された場合、発災より 1 日は参集不能として、参集開始時間を 24 時間後とする。

○早期参集開始の可否

発災時において、介護等の要支援者がいる場合など、早期参集開始が否の場合、発災より 1 日は参集不能として、参集開始時間を 24 時間後とする。

<移動時間>

参集時の移動時間は、以下の参集距離と移動速度より算出する。この結果と職員参集名簿に記載されている参集（想定）移動時間を比較し、長い方の時間をその職員の参集移動時間とする。

- ・ **参集距離**は、職員の自宅住所の情報と参集場所の住所を用いて計算した、自宅から参集場所までの直線距離に、実際の参集経路を安全側の観点から考慮するための係数 ($2/\sqrt{2}$) を掛けることで算出する。
- ・ 職員の参集手段は、職員参集名簿に記載されている、徒歩あるいは自転車、バイクのいずれかの参集手段とする。なお、職員参集名簿において、参集手段が自動車と記載されている場合については、安全側の観点も含め、徒歩と仮定する。
- ・ **移動速度**は、道路被害や火災延焼、避難者等による道路混雑の影響により、通常時より大幅に低減することが想定される。ここでは、移動手段による速度を通常時よりも遅くすることで、これらの影響を考慮するものとし、内閣府の被害想定や他の自治体事例等により、次のとおり仮定する。

○徒 歩： 3km/h（多くの自治体の参集想定で用いている値）

○自転車： 8km/h（大阪府や堺市で用いている値）

○バイク： 15km/h（堺市で用いている値）

以上の参集開始時間と移動時間の和より参集所要時間を算出する。

3) 職員の被災に係る設定

職員自身の負傷等による非常参集への影響について、職員参集名簿の情報と、市域の被害想定結果や阪神・淡路大震災での事例等に基づき、参集不能率を設定し、対象とする参集職員数に、発災からの時期に応じた参集不能率を乗じることで考慮する。

参集不能率は、発災からの時期に応じて、以下に示すとおり仮定する。

なお、吉野川市外の在住者も存在するが、参集対象者 578 人のうち、496 人（約 86%）が吉野川市内在住であることを踏まえ、ここでは、吉野川市の被害想定数量に基づき、参集不能率を算定するものとする。

<発災～24 時間>

- ・全壊・焼失・半壊等、自宅が災害により被害を受ける者は、発災～24 時間は参集不能とする。自宅が地震により被害を受ける者は、被害想定における建物全壊・焼失率 12.0%（2,100 棟）、建物半壊率 29.1%（5,100 棟）の合計であると仮定して、41.7%の職員が参集不能となる。ただし、職員参集名簿より、自宅の建築年次から旧耐震である、あるいは耐震性無しの職員が 135 人（23.4%）いることから、これら職員は上記 41.7%に含まれるものと仮定し、残り 18.3%の職員が 24 時間後まで参集不能とする。
- ・阪神・淡路大震災時の芦屋市職員に対するアンケートによれば、回答した職員の 5.5%が自宅周辺あるいは参集途上において、被災現場での救助活動等を行っている。このデータを用い、5.5%の職員は救助活動により参集不能とする。（出典：（財）消防科学総合センター『地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編』）
- ・上記 2 種類の要因を合計した、23.8%の職員を参集不能とする。

※なお、死傷による影響は、被害想定における死傷者数が建物被害より算出されるものであるため、死傷者は自宅が被害を受ける者に含まれる。

<24 時間～72 時間>

- ・自宅の被災等、自身及び家族を含めて避難が必要な者が、自身及び家族の安全確保のために参集不能となるものと仮定する。これを、被害想定における避難所生活者数（発災当日 3,900 人と 1 週間後 6,100 人の中間値 5,000 人）と考え、人口比により、11.4%の職員を参集不能とする。

<3 日～1 週間>

- ・職員自身が、死亡あるいは負傷した場合、及び家族が死亡あるいは重傷を負った場合を参集不能とする。職員自身が死亡あるいは負傷する確率は、被害想定に基づき、市民の死亡者数（100 人、0.2%）、負傷者数（780 人、1.8%）の和（880 人、2.0%）とする。また、家族の死亡あるいは重傷を負う確率は、市民の死亡者数（100 人、0.2%）及び重傷者数（150 人、0.3%）の和（250 人、0.57%）を用いて計算した、家族（自身を除き 4 人と仮定）に 1 人以上発生する確率 $(1-(1-0.005)^4)=2.3\%$ とする。この 2 つの和を取り、4.3%の職員を参集不能とする。

<1 週間以降>

- ・職員自身が、死亡あるいは重傷を負った場合を参集不能とする。被害想定における死亡及び重傷者の発生率は、上記のとおり 0.57%であるため、0.57%の職員を参集不能とする。

以上の職員の被災等の影響による参集不能率をとりまとめると、下表のとおりとなる。

表 4.2.1 職員の被災等の影響による参集不能率の設定

要因	発災からの経過時間（期間）			
	0～24 時間	24～72 時間	3 日～1 週間	1 週間以降
自身の死亡・重傷	下記に含む	下記に含む	下記に含む	0.57%
自身の負傷	下記に含む	下記に含む	2.0%	
家族の死亡・重傷	下記に含む	下記に含む	2.3%	
自身・家族の要避難	下記に含む	11.4%		
自宅の全壊・焼失・半壊(※)	18.3%			
救助活動	5.5%			
災害による参集不能率	23.8%	11.4%	4.3%	0.57%

※前述の参集開始時間で考慮した自宅の耐震性「無」に該当する比率を除く。

（２）参集予測結果

以上による職員の参集予測結果について、次ページ以降の図表に示す。

これらより、想定される南海トラフ巨大地震が発生した場合の勤務時間外の職員の非常参集は、発災後 1 時間までは約 17%に留まるものの、発災後 3 時間でおよそ 5 割、24 時間までに 55%程度となり、発災初期の参集率は 5 割前後であることが分かる。また、発災 2 日後までには 9 割近くとなり、1 週間で約 95%と、ほぼ 1 週間で職員の多くが参集できることとなる。

また、災害対策班別の参集率の推移から、発災後 1 日程度以降は、ほぼ同様の傾向となっているものの、発災初期 1 日程度の期間は、対策班ごとにややばらつきがあり、例えば、発災後半日前後では、班によっておよそ 20%程度の差があることが分かる。

表 4.2.2 班・経過時間別の想定参集者数

部名	対象 部員数	1 時 間	3 時 間	6 時 間	12 時 間	24 時 間	2 日	3 日	7 日	10 日	14 日	30 日
災害対策本部会議	13	2	6	6	6	6	12	12	12	13	13	13
情報総括・総務班	29	5	15	17	17	17	26	26	28	29	29	29
企画・会計班	38	5	21	21	21	21	34	34	36	38	38	38
市民班	84	12	42	46	47	47	74	74	80	84	84	84
民生・福祉班	147	24	70	81	83	83	130	130	141	146	146	146
建設班	40	7	18	21	21	21	35	35	38	40	40	40
経済班	28	5	12	14	14	14	25	25	27	28	28	28
教育班	125	22	65	68	69	69	111	111	120	124	124	124
水道班	27	5	14	14	14	14	24	24	26	27	27	27
鴨島支部	15	3	10	10	10	10	13	13	14	15	15	15
川島支部	13	4	7	7	7	7	12	12	12	13	13	13
山川支部	11	2	5	5	5	5	10	10	11	11	11	11
美郷支部	8	2	2	5	5	5	7	7	8	8	8	8
合計	578	98	287	315	319	319	513	513	553	576	576	576

表 4.2.3 班・経過時間別の想定参集率

部名	対象 部員数	1 時 間	3 時 間	6 時 間	12 時 間	24 時 間	2 日	3 日	7 日	10 日	14 日	30 日
災害対策本部会議	13	15.4%	46.2%	46.2%	46.2%	46.2%	92.3%	92.3%	92.3%	100.0%	100.0%	100.0%
情報総括・総務班	29	17.2%	51.7%	58.6%	58.6%	58.6%	89.7%	89.7%	96.6%	100.0%	100.0%	100.0%
企画・会計班	38	13.2%	55.3%	55.3%	55.3%	55.3%	89.5%	89.5%	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%
市民班	84	14.3%	50.0%	54.8%	56.0%	56.0%	88.1%	88.1%	95.2%	100.0%	100.0%	100.0%
民生・福祉班	147	16.3%	47.6%	55.1%	56.5%	56.5%	88.4%	88.4%	95.9%	99.3%	99.3%	99.3%
建設班	40	17.5%	45.0%	52.5%	52.5%	52.5%	87.5%	87.5%	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%
経済班	28	17.9%	42.9%	50.0%	50.0%	50.0%	89.3%	89.3%	96.4%	100.0%	100.0%	100.0%
教育班	125	17.6%	52.0%	54.4%	55.2%	55.2%	88.8%	88.8%	96.0%	99.2%	99.2%	99.2%
水道班	27	18.5%	51.9%	51.9%	51.9%	51.9%	88.9%	88.9%	96.3%	100.0%	100.0%	100.0%
鴨島支部	15	20.0%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	86.7%	86.7%	93.3%	100.0%	100.0%	100.0%
川島支部	13	30.8%	53.8%	53.8%	53.8%	53.8%	92.3%	92.3%	92.3%	100.0%	100.0%	100.0%
山川支部	11	18.2%	45.5%	45.5%	45.5%	45.5%	90.9%	90.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
美郷支部	8	25.0%	25.0%	62.5%	62.5%	62.5%	87.5%	87.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
合計	578	17.0%	49.7%	54.5%	55.2%	55.2%	88.8%	88.8%	95.7%	99.7%	99.7%	99.7%

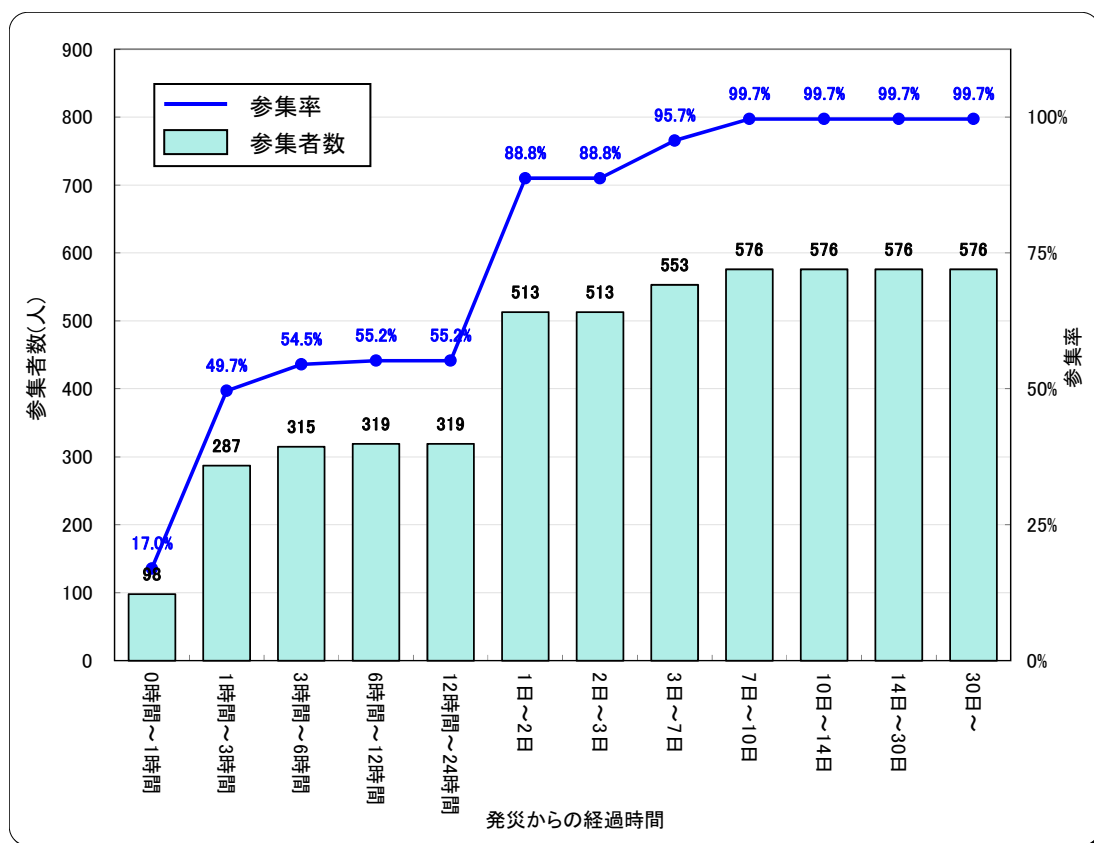


図 4.2.1 参加予測対象職員の経過時間別の想定参加者数・参加率

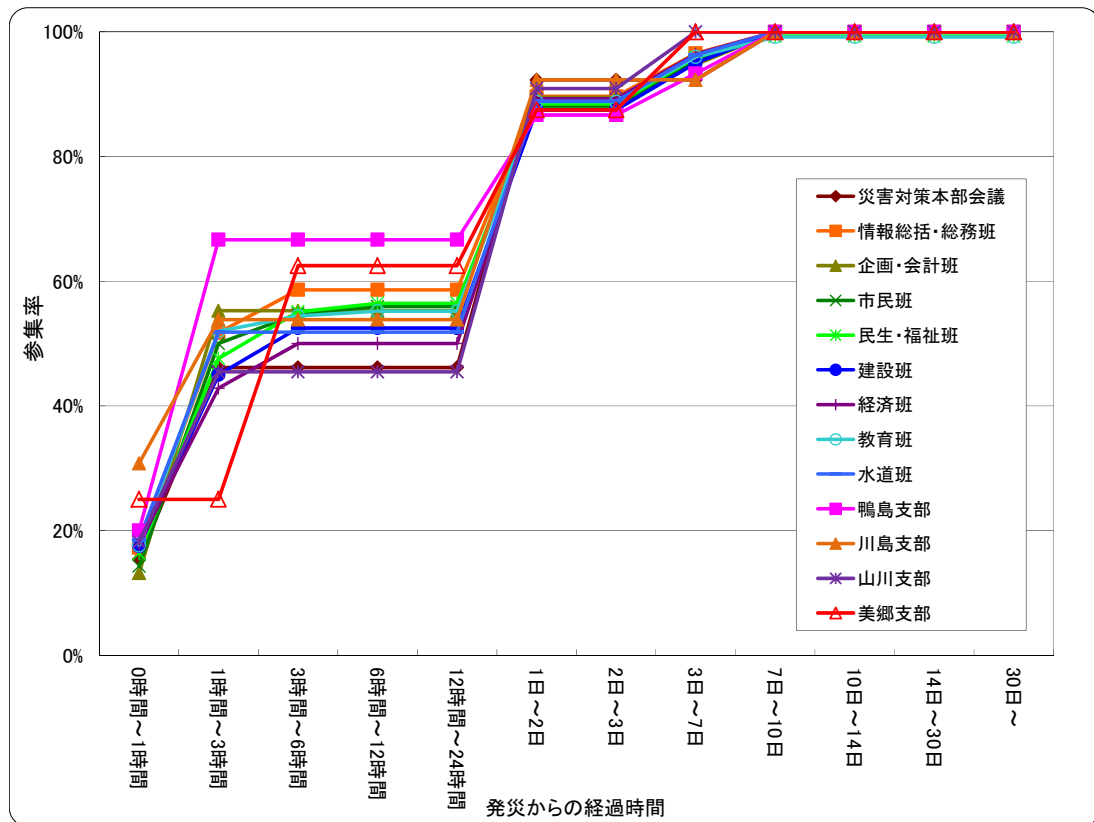


図 4.2.2 参加予測対象職員の班別・経過時間別の参加率

第5章 非常時優先業務の整理

5. 1 非常時優先業務の定義と選定方法

(1) 非常時優先業務の定義

災害時においても、市が行政として早期に実施すべき重要業務を非常時優先業務として明確化する。非常時優先業務は、災害発生時に市民の生命及び財産の保護、都市機能の維持及び早期回復を図るために実施すべき各種災害対応業務と、市民への影響を考慮して災害時においても継続あるいは早期再開すべき通常業務のことを指すものとし、以下のとおり定義する。

【非常時優先業務の定義】

非常時優先業務とは、発災から1か月以内に、優先的に実施・再開すべき業務であって、発災後に新たに発生する「災害対応業務」と、通常業務のうち早期に再開すべき「優先通常業務」の総称をいう。

(2) 非常時優先業務の選定方法

吉野川市の非常時優先業務の選定は、以下に示す方法で実施した。また、非常時優先業務の整理においては、第3章で示した吉野川市全体の業務継続目標を前提として、災害対策本部体制における班単位で、実施すべき業務の名称や担当班・通常業務部署、目標実施時期、必要職員数、必要システム等を整理した。

1) 災害対応業務

「吉野川市地域防災計画」の「第2編 第2章 災害応急対策」に定める各応急対応事項と、各班の分掌事務を中心に、発災から1か月の間で実施すべき全ての業務を洗い出し、非常時優先業務として位置付けた。

2) 優先通常業務

本市が実施している通常時の全業務をリスト化し、全庁の業務継続目標、災害時における優先度の観点、及び市民生活に与える影響を鑑み、発災後1か月以内に再開すべきと判断した業務を非常時優先業務（優先通常業務）として位置付けた。なお、発災から1か月以内では再開しない業務については、休止業務と位置付けた。

5. 2 非常時優先業務の整理結果

前節の方法により選定した非常時優先業務の整理結果を以下に示す。なお、消防班については、災害時の指揮命令系統や人員運用等において独立性が高く、業務内容の専任性も高いことを踏まえ、本計画では対象外としている。

選定した非常時優先業務は、全695業務で、災害対応業務357業務、優先通常業務338業務となる。通常業務における非常時優先業務（優先通常業務）の実施率（選定率）は42.7%となり、他自治体の2～4割程度と比べると、やや高めの結果と考えられる。なお、通常業務の残り454業務は、発災後1ヶ月間については休止業務となる。

非常時優先業務を実施するために必要となる人員数は、発災直後から時間とともに増える傾向であり、12時間後にはおよそ900人、1～2日で1,500人強、1週間後には1,800人を超え、2週間後で最大の約1,900人となることが分かる。

表5.2.1 非常時優先業務数

業務の分類	全業務数	非常時優先業務数	休止業務数	実施率
災害対応業務	357	357	0	100.0%
通常業務	792	338	454	42.7%
合計	1,149	695	454	60.5%

表5.2.2(a) 非常時優先業務（災害対応業務）の必要人員数

班名	0時間～	1時間～	3時間～	6時間～	12時間～	24時間～	2日～	3日～	7日～	10日～	14日～	30日～
情報総括・総務班	1.0	35.8	34.0	35.5	35.5	29.3	24.8	27.0	26.7	26.7	26.2	23.2
企画・会計班	0.0	2.0	8.0	5.0	5.0	7.0	7.0	15.0	15.0	15.0	218.0	234.0
市民班	0.0	12.0	24.1	25.1	13.1	67.5	66.5	113.6	236.5	248.6	234.5	152.5
民生・福祉班	23.0	65.0	73.0	73.0	76.0	468.0	473.0	476.0	454.0	454.0	378.0	308.0
建設班	0.0	10.0	220.0	220.0	316.0	305.0	300.0	486.0	445.0	448.0	451.0	339.0
経済班	0.0	0.0	8.0	19.0	15.0	27.0	35.0	54.0	31.0	31.0	31.0	32.0
教育班	6.0	237.0	241.0	241.0	242.0	244.0	244.0	243.0	241.0	241.0	120.0	108.0
水道班	1.5	132.5	131.0	129.0	129.0	210.0	210.0	103.0	103.0	106.0	101.0	16.0
鴨島支部	0.0	15.0	34.5	34.5	34.5	45.0	45.0	47.0	47.0	47.0	45.5	45.5
川島支部	5.0	5.0	9.0	7.0	7.0	7.0	7.0	6.5	6.5	6.5	4.0	0.0
山川支部	5.0	5.0	9.0	7.0	8.0	8.0	8.0	7.5	7.5	7.5	5.0	0.0
美郷支部	0.0	0.0	12.0	12.0	13.0	11.0	11.0	8.5	8.5	8.5	7.0	0.0
合計	41.5	519.3	803.6	808.1	894.1	1,428.8	1,431.3	1,587.1	1,621.7	1,639.8	1,621.2	1,258.2

表5.2.2(b) 非常時優先業務（災害対応業務）の業務数

班名	0時間～	1時間～	3時間～	6時間～	12時間～	24時間～	2日～	3日～	7日～	10日～	14日～	30日～	休止業務	業務数計
情報総括・総務班	1	32	33	35	35	35	36	34	33	33	32	29	0	55
企画・会計班	0	1	3	2	2	3	3	7	7	7	11	12	0	15
市民班	0	2	7	8	6	14	13	25	36	38	34	24	0	49
民生・福祉班	7	17	20	20	21	61	61	58	53	53	39	31	0	73
建設班	0	2	12	12	13	13	12	15	18	20	21	13	0	29
経済班	0	0	8	12	8	10	10	22	16	16	16	17	0	36
教育班	2	5	6	6	7	9	9	9	10	10	9	4	0	16
水道班	1	11	10	8	8	11	11	10	10	10	9	4	0	23
鴨島支部	0	7	13	13	13	19	19	19	19	19	17	17	0	24
川島支部	6	6	9	6	6	6	6	5	5	5	2	0	0	11
山川支部	6	6	9	6	7	7	7	6	6	6	3	0	0	12
美郷支部	0	0	12	12	13	10	10	7	7	7	5	0	0	14
合計	23	89	142	140	139	198	197	217	220	224	198	151	0	357

表5.2.3(a) 非常時優先業務（優先通常業務）の必要人員数

班名	0時間 ～	1時間 ～	3時間 ～	6時間 ～	12時間 ～	24時間 ～	2日 ～	3日 ～	7日 ～	10日 ～	14日 ～	30日 ～
情報総括・総務班	0.0	3.0	3.0	4.0	4.0	16.0	16.0	18.0	19.0	19.0	27.0	27.0
企画・会計班	0.0	2.0	8.6	8.6	8.6	12.6	12.6	21.6	21.6	21.6	21.6	21.6
市民班	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.7	25.7	36.7	85.7	85.7	86.8	97.0
民生・福祉班	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.3	12.3	32.1	49.2	49.2	57.1	75.2
建設班	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	3.0	3.0
経済班	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	3.0	3.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
教育班	0.0	0.0	3.1	3.1	3.1	4.1	4.1	14.7	14.8	14.8	32.0	33.0
水道班	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
鴨島支部	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	1.1	1.1	1.1	13.6	13.6	14.1	14.1
川島支部	0.0	0.0	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	5.5	6.0	6.0	6.0	6.0
山川支部	0.0	0.0	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	5.5	6.0	6.0	6.0	6.0
美郷支部	0.0	0.0	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	5.5	6.0	6.0	6.0	6.0
合計	0.0	5.0	23.3	24.3	24.3	96.3	96.3	161.7	244.9	244.9	280.6	309.9

表5.2.3(b) 非常時優先業務（優先通常業務）の業務数

班名	0時間 ～	1時間 ～	3時間 ～	6時間 ～	12時間 ～	24時間 ～	2日 ～	3日 ～	7日 ～	10日 ～	14日 ～	30日 ～	休 止 業 務	業 務 数 計
情報総括・総務班	0	4	4	5	5	14	14	15	16	16	19	19	61	80
企画・会計班	0	4	12	12	12	15	15	26	28	28	28	30	75	105
市民班	0	0	0	0	0	15	15	22	28	28	30	38	8	46
民生・福祉班	0	0	0	0	0	13	13	52	83	83	95	124	85	209
建設班	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3	3	68	71
経済班	0	0	1	1	1	3	3	7	7	7	7	7	66	78
教育班	0	0	2	2	2	3	3	15	16	16	49	50	67	117
水道班	0	0	0	0	0	7	7	7	7	7	7	7	14	21
鴨島支部	0	0	1	1	1	3	3	3	27	27	31	31	1	32
川島支部	0	0	4	4	4	4	4	7	8	8	8	8	3	11
山川支部	0	0	4	4	4	4	4	7	8	8	8	8	3	11
美郷支部	0	0	4	4	4	4	4	7	8	8	8	8	3	11
合計	0	8	32	33	33	85	85	168	238	238	293	333	454	792

表5. 2. 4(a) 非常時優先業務の必要人員数

班名	0時間～	1時間～	3時間～	6時間～	12時間～	24時間～	2日～	3日～	7日～	10日～	14日～	30日～
情報総括・総務班	1.0	38.8	37.0	39.5	39.5	45.3	40.8	45.0	45.7	45.7	53.2	50.2
企画・会計班	0.0	4.0	16.6	13.6	13.6	19.6	19.6	36.6	36.6	36.6	239.6	255.6
市民班	0.0	12.0	24.1	25.1	13.1	93.2	92.2	150.3	322.2	334.3	321.3	249.5
民生・福祉班	23.0	65.0	73.0	73.0	76.0	480.3	485.3	508.1	503.2	503.2	435.1	383.2
建設班	0.0	10.0	220.0	220.0	316.0	305.0	300.0	486.0	447.0	450.0	454.0	342.0
経済班	0.0	0.0	9.0	20.0	16.0	30.0	38.0	61.0	38.0	38.0	38.0	39.0
教育班	6.0	237.0	244.1	244.1	245.1	248.1	248.1	257.7	255.8	255.8	152.0	141.0
水道班	1.5	132.5	131.0	129.0	129.0	224.0	224.0	117.0	117.0	120.0	115.0	30.0
鴨島支部	0.0	15.0	34.6	34.6	34.6	46.1	46.1	48.1	60.6	60.6	59.6	59.6
川島支部	5.0	5.0	11.5	9.5	9.5	9.5	9.5	12.0	12.5	12.5	10.0	6.0
山川支部	5.0	5.0	11.5	9.5	10.5	10.5	10.5	13.0	13.5	13.5	11.0	6.0
美郷支部	0.0	0.0	14.5	14.5	15.5	13.5	13.5	14.0	14.5	14.5	13.0	6.0
合計	41.5	524.3	826.9	832.4	918.4	1,525.1	1,527.6	1,748.8	1,866.6	1,884.7	1,901.8	1,568.1

表5. 2. 4(b) 非常時優先業務の業務数

班名	0時間～	1時間～	3時間～	6時間～	12時間～	24時間～	2日～	3日～	7日～	10日～	14日～	30日～	休止業務	業務数計
情報総括・総務班	1	36	37	40	40	49	50	49	49	49	51	48	61	135
企画・会計班	0	5	15	14	14	18	18	33	35	35	39	42	75	120
市民班	0	2	7	8	6	29	28	47	64	66	64	62	8	95
民生・福祉班	7	17	20	20	21	74	74	110	136	136	134	155	85	282
建設班	0	2	12	12	13	13	12	15	20	22	24	16	68	100
経済班	0	0	9	13	9	13	13	29	23	23	23	24	66	114
教育班	2	5	8	8	9	12	12	24	26	26	58	54	67	133
水道班	1	11	10	8	8	18	18	17	17	17	16	11	14	44
鴨島支部	0	7	14	14	14	22	22	22	46	46	48	48	1	56
川島支部	6	6	13	10	10	10	10	12	13	13	10	8	3	22
山川支部	6	6	13	10	11	11	11	13	14	14	11	8	3	23
美郷支部	0	0	16	16	17	14	14	14	15	15	13	8	3	25
合計	23	97	174	173	172	283	282	385	458	462	491	484	454	1,149

第6章 業務継続における現状の課題と対策

6. 1 人的資源に関する課題と対策

(1) 全庁の必要人員数と参集職員数の比較分析

非常時優先業務の整理結果（5.2節）と、職員の参集予測結果（4.2節）による、非常時優先業務の実施目標時期及び必要人員数と、参集職員数の情報を用いて、発災後の時期に応じた、非常時優先業務を実施するために必要となる人員数と参集職員数との関係を整理した。それらの結果を次ページ以降の図表に示す。

- ・市全体の非常時優先業務の必要人員数は、職員の参集予測による参集職員数と比べ、発災直後を除く全時間帯において大きく不足している状態である。災害対応業務に着目しても、発災初期より大きく人員不足となっており、発災後 3 時間程度以降は、職員数の 2 倍以上、発災後 1 日程度以降で職員数の 3 倍前後の人員不足となっている。また、優先通常業務についても、発災後徐々に必要人員が増加し、発災後 1 週間程度以降では、優先通常業務だけでも職員数の半数程度の必要人員数となっている。これら大きく人員不足となる現状課題に対し、外部からの各種人員確保策が必要であるとともに、業務効率化等による必要人員の削減策も合わせて講じることが必要である。
- ・特に、発災初期の人員不足については、外部からの人員確保が現実的には難しいことを勘案し、早期における必要人員削減策を計画的に講じていくことが必要となる。
- ・発災からある程度時間経過後の優先通常業務は、行政サービスの早期再開として重要であるものの、災害対応業務で多くの人員が不足する状況下においては、適切な災害対応による迅速な応急復旧等に支障を来す可能性もあり、今後、精査が必要である。

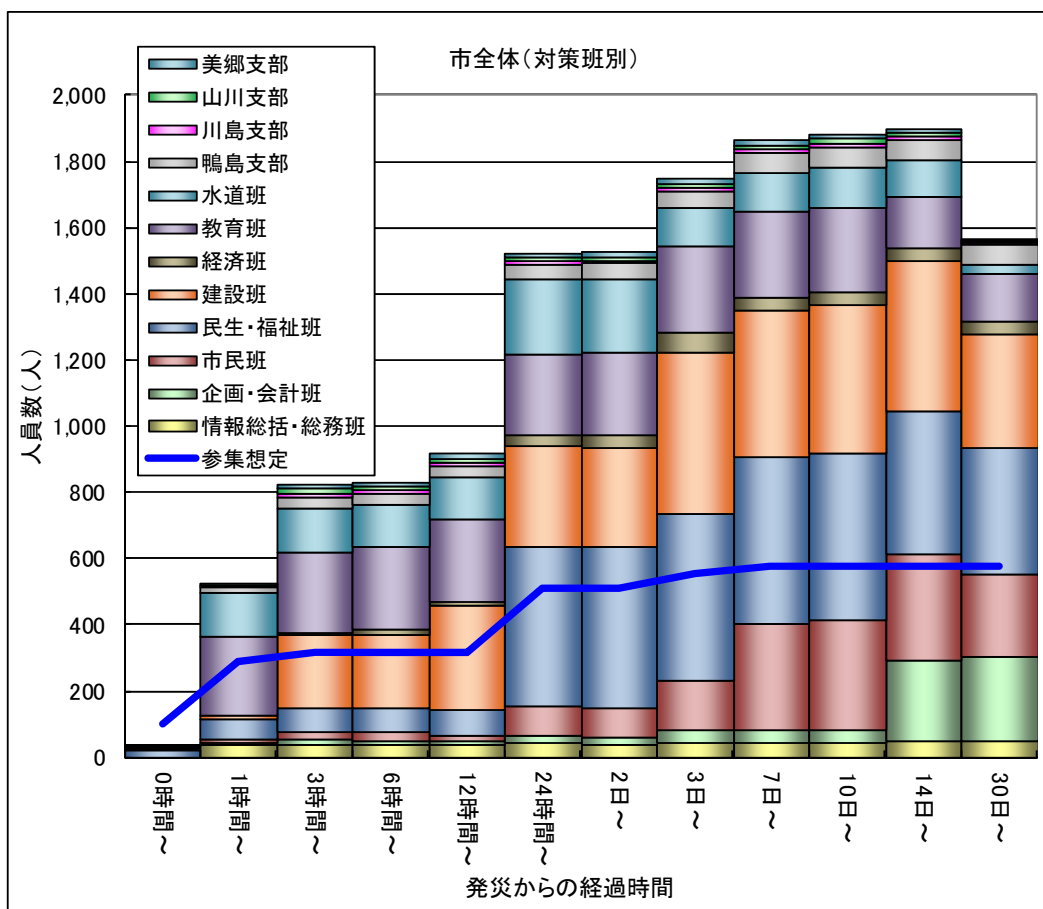
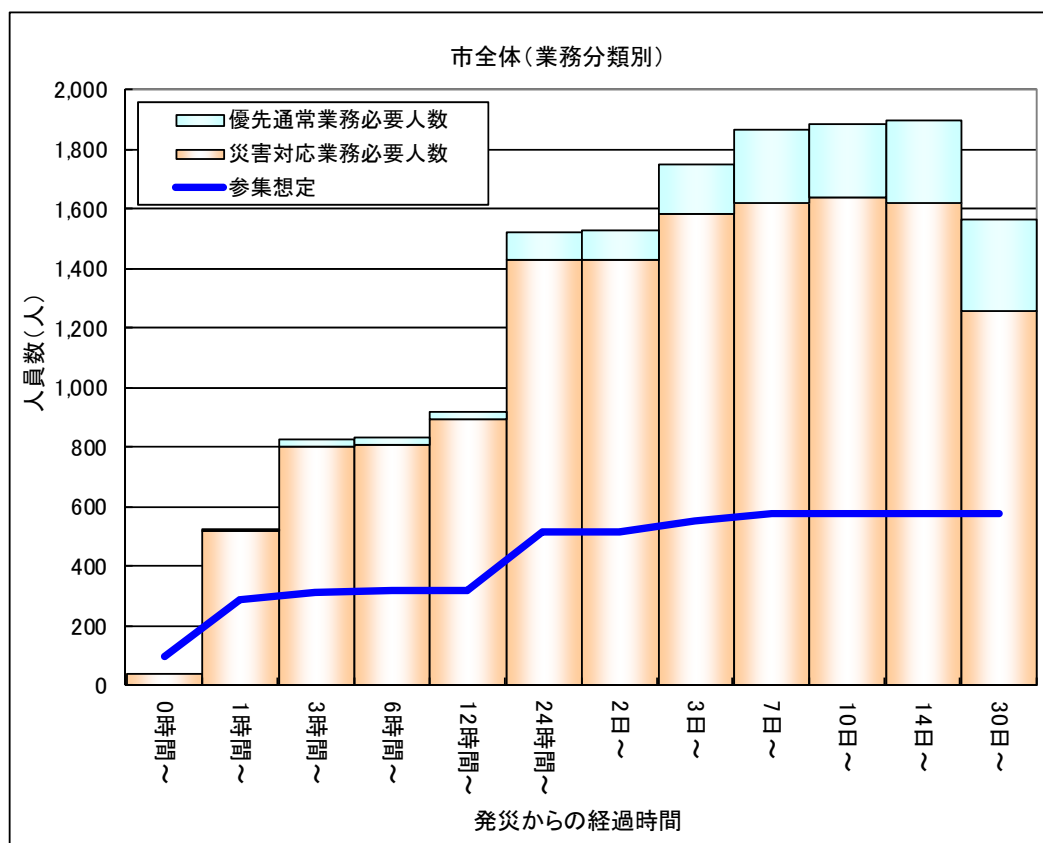


図6.1.1 非常時優先業務必要人員数と参集職員数の時系列分布

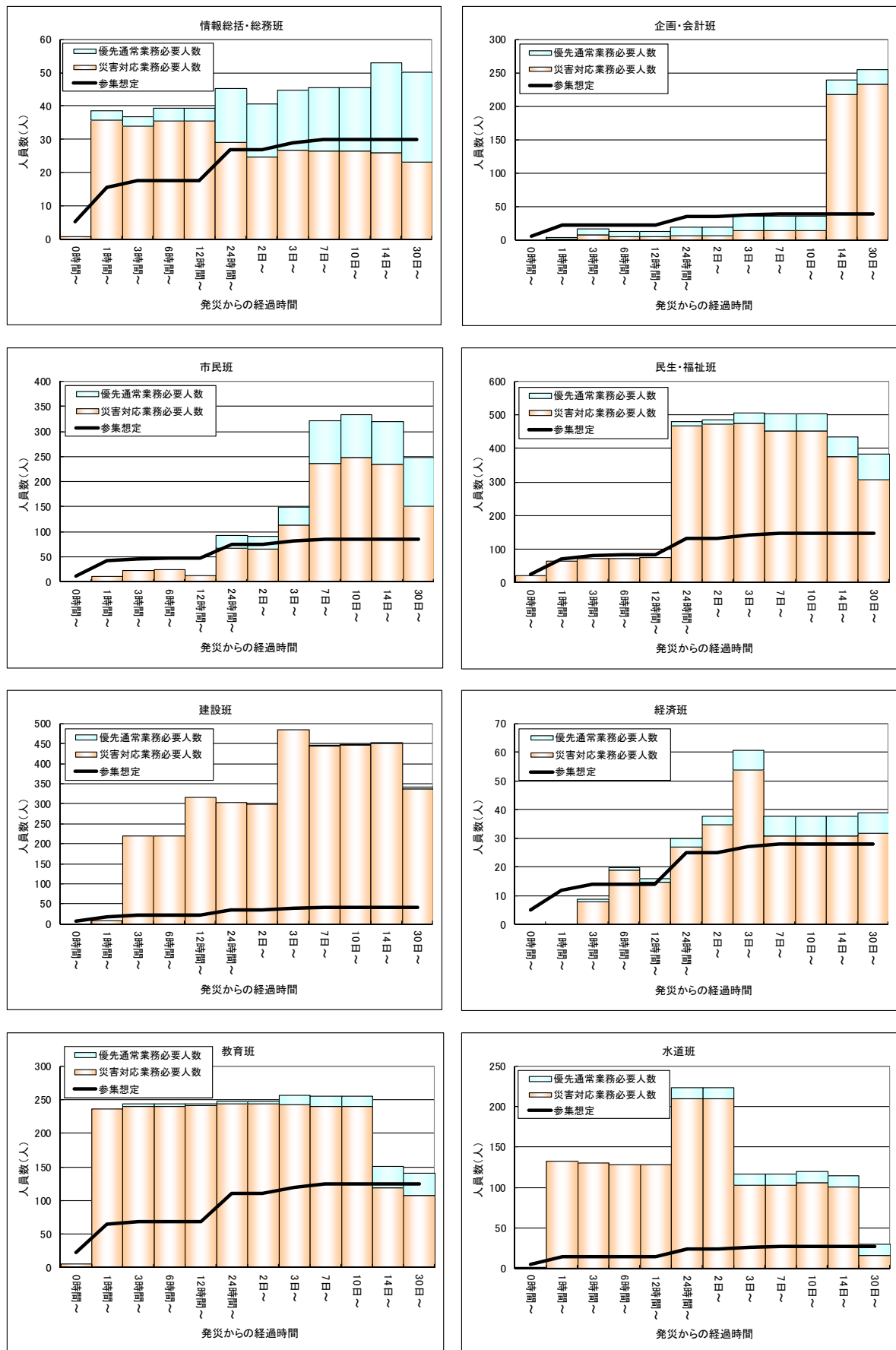


図6. 1. 2(a) 非常時優先業務必要人員数と参集職員数の時系列分布（班別）

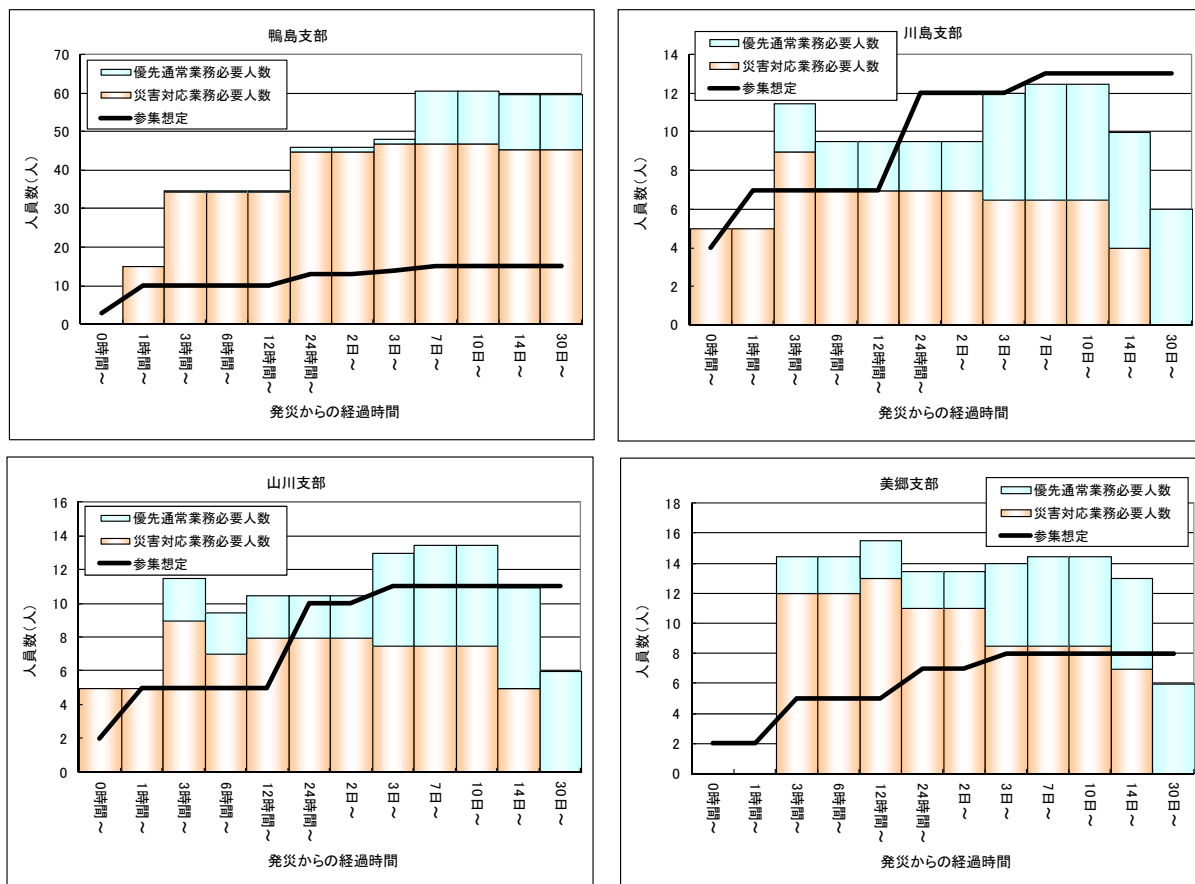


図6.1.2(b) 非常時優先業務必要人員数と参集職員数の時系列分布（班別）

表6.1.1 非常時優先業務必要人員数の時系列集計結果一覧

部名	集計項目	発災からの経過時間											
		0時間～	1時間～	3時間～	6時間～	12時間～	24時間～	2日～	3日～	7日～	10日～	14日～	30日～
情報総括・ 総務班	参集想定	5	16	18	18	18	27	27	29	30	30	30	30
	災害対応業務必要人数	1	36	34	36	36	29	25	27	27	27	26	23
	優先通常業務必要人数	0	3	3	4	4	16	16	18	19	19	27	27
企画・会計班	参集想定	5	22	22	22	22	35	35	37	39	39	39	39
	災害対応業務必要人数	0	2	8	5	5	7	7	15	15	15	218	234
	優先通常業務必要人数	0	2	9	9	9	13	13	22	22	22	22	22
市民班	参集想定	12	43	47	48	48	75	75	81	85	85	85	85
	災害対応業務必要人数	0	12	24	25	13	68	67	114	237	249	235	153
	優先通常業務必要人数	0	0	0	0	0	26	26	37	86	86	87	97
民生・福祉班	参集想定	24	70	82	84	84	131	131	142	147	147	147	147
	災害対応業務必要人数	23	65	73	73	76	468	473	476	454	454	378	308
	優先通常業務必要人数	0	0	0	0	0	12	12	32	49	49	57	75
建設班	参集想定	7	18	21	21	21	35	35	38	40	40	40	40
	災害対応業務必要人数	0	10	220	220	316	305	300	486	445	448	451	339
	優先通常業務必要人数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3	3
経済班	参集想定	5	12	14	14	14	25	25	27	28	28	28	28
	災害対応業務必要人数	0	0	8	19	15	27	35	54	31	31	31	32
	優先通常業務必要人数	0	0	1	1	1	3	3	7	7	7	7	7
教育班	参集想定	22	65	68	69	69	111	111	120	124	124	124	124
	災害対応業務必要人数	6	237	241	241	242	244	244	243	241	241	120	108
	優先通常業務必要人数	0	0	3	3	3	4	4	15	15	15	32	33
水道班	参集想定	5	14	14	14	14	24	24	26	27	27	27	27
	災害対応業務必要人数	2	133	131	129	129	210	210	103	103	106	101	16
	優先通常業務必要人数	0	0	0	0	0	14	14	14	14	14	14	14
鴨島支部	参集想定	3	10	10	10	10	13	13	14	15	15	15	15
	災害対応業務必要人数	0	15	35	35	35	45	45	47	47	47	46	46
	優先通常業務必要人数	0	0	0	0	0	1	1	1	14	14	14	14
川島支部	参集想定	4	7	7	7	7	12	12	12	13	13	13	13
	災害対応業務必要人数	5	5	9	7	7	7	7	7	7	7	4	0
	優先通常業務必要人数	0	0	3	3	3	3	3	6	6	6	6	6
山川支部	参集想定	2	5	5	5	5	10	10	11	11	11	11	11
	災害対応業務必要人数	5	5	9	7	8	8	8	8	8	8	5	0
	優先通常業務必要人数	0	0	3	3	3	3	3	6	6	6	6	6
美郷支部	参集想定	2	2	5	5	5	7	7	8	8	8	8	8
	災害対応業務必要人数	0	0	12	12	13	11	11	9	9	9	7	0
	優先通常業務必要人数	0	0	3	3	3	3	3	6	6	6	6	6
合計	参集想定	98	287	315	319	319	513	513	553	576	576	576	576
	災害対応業務必要人数	42	519	804	808	894	1,429	1,431	1,587	1,622	1,640	1,621	1,258
	優先通常業務必要人数	0	5	23	24	24	96	96	162	245	245	281	310
(非常時優先 業務各班計)	情報総括・総務班	1	39	37	40	40	45	41	45	46	46	53	50
	企画・会計班	0	4	17	14	14	20	20	37	37	37	240	256
	市民班	0	12	24	25	13	93	92	150	322	334	321	250
	民生・福祉班	23	65	73	73	76	480	485	508	503	503	435	383
	建設班	0	10	220	220	316	305	300	486	447	450	454	342
	経済班	0	0	9	20	16	30	38	61	38	38	38	39
	教育班	6	237	244	244	245	248	248	258	256	256	152	141
	水道班	2	133	131	129	129	224	224	117	117	120	115	30
	鴨島支部	0	15	35	35	35	46	46	48	61	61	60	60
	川島支部	5	5	12	10	10	10	10	12	13	13	10	6
	山川支部	5	5	12	10	11	11	11	13	14	14	11	6
	美郷支部	0	0	15	15	16	14	14	14	15	15	13	6

（２）各班の人的資源の現状課題と対策

発災後の時期に応じた非常時優先業務の必要人員数と、職員参集予測による想定参集職員数に基づく、各班の時系列での人員数比較分析より、人的資源の現状と課題、その対策について、対策班ごとに整理した。

なお、ここで上げる各災害対策班の対策については、各班の人的分析結果から考えられる対策案であり、必ずしも該当班の構成部署が主体となって実施するという意味ではないことに留意が必要である。実際の対策実施においては、防災対策課やその他関係部署が連携して事業化に取り組む必要がある（「8.2業務継続マネジメント体制」参照）。

1) 情報総括・総務班

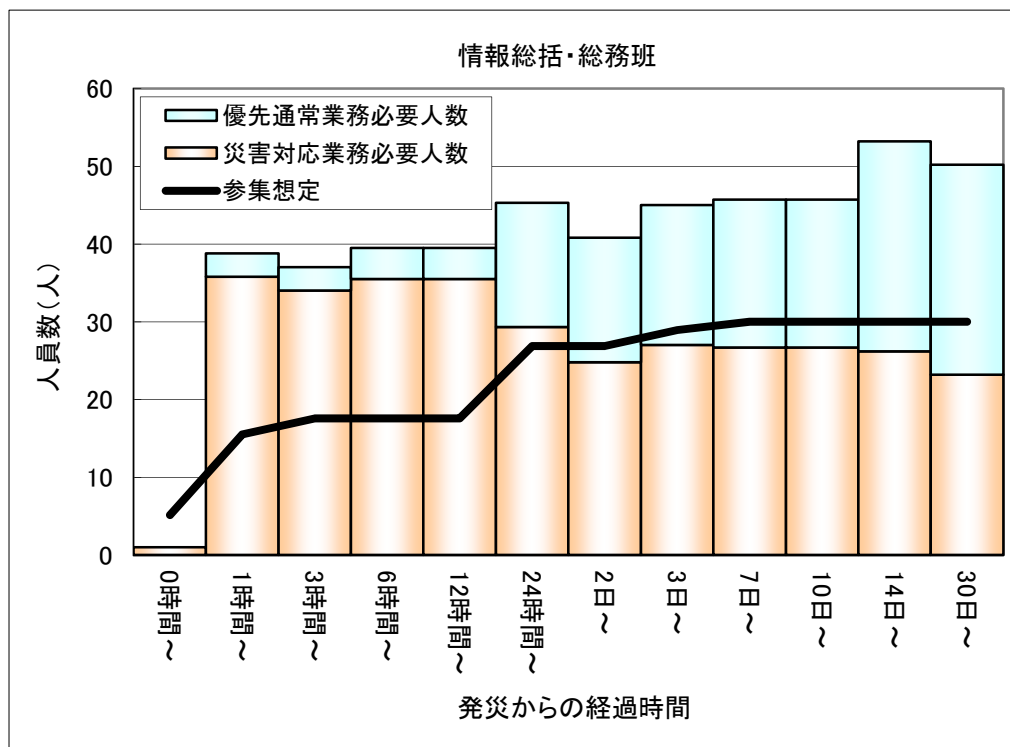


図6.1.3 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布 (情報総括・総務班)

<現状と課題>

- ・非常時優先業務の必要人員数は、参集職員数に対して発災直後を除く全時間帯で不足しており、参集人員数のおよそ 2 倍近い人員が必要となっていることから、人員確保策に加え、必要人員の削減策と合わせ、計画的に対策を講じていく必要がある。
- ・災害対応業務については、発災直後より被害情報を始めとする各種情報の収集・伝達・広報等の情報処理が集中することによって、人員不足となっているものの、発災後 1 日程度以降は、職員数と同程度である。
- ・優先通常業務は、発災後 1 日程度以降から多くなっており、今後、業務の見直しも視野に対応を検討する必要がある。

<対策>

○発災からある程度時間経過後の大きな人員不足に対しては、外部からの計画的な人員確保策が必要である。優先通常業務が多いことも踏まえ、他自治体からの受援が有効であり、既往の徳島県内や鳥取県内の相互応援協定に加え、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない遠地、例えば、鳥取県以外の山陰地方や北陸地方の自治体などとの協定締結を推進する。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 同時被災しない遠地自治体との相互応援協定締結の推進

→ 受援計画の策定

○発災直後、特に 2 日程度までの人員不足に対しては、外部からの人員確保が難しいことも踏まえ、人員に余力のある企画・会計班や市民班からの内部の応援協力による人員確保や、事前からの人員配備体制の見直しが考えられる。例えば、災害対策班を構成する通常業務部署（課等）の配置の見直しや分掌事務の見直しなどが有効である。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図ることも必要となる。

→ 災害対策班の人員配備体制の見直し

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○発災初期の人員確保には限界もあることから、業務実施の効率化を図る人員削減策も重要である。例えば、非常時優先業務の多くを占める、各種情報の収集・集約・伝達・広報等の内容・方法等について、使用する様式やルール等を含めた対応マニュアルの整備を推進するとともに、常時からの計画的な教育・訓練を実現するため、教育・訓練計画を定める。

→ 情報収集・集約・伝達マニュアルの作成

→ 職員の各種教育・訓練計画の作成と実施

○長期的な人員不足や優先通常業務の大きな人員不足に対しては、市職員 OB の積極的な活用策を講じることも有効であり、事前より計画的に活用検討を行う。

→ 市職員OBの活用策検討

2) 企画・会計班

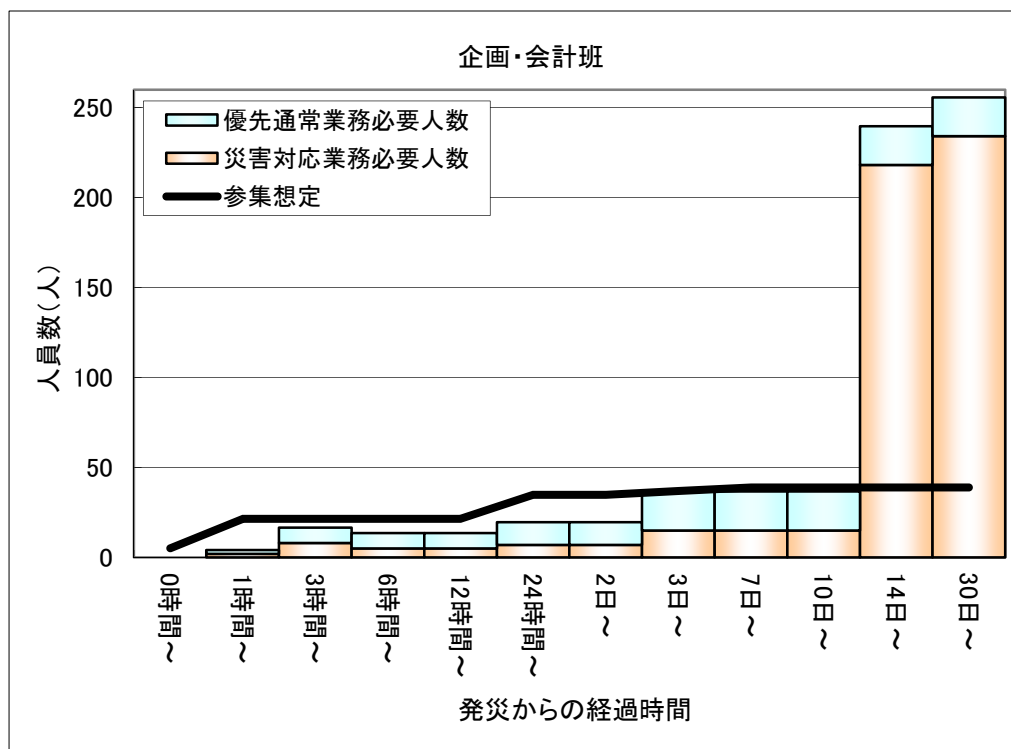


図6.1.4 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（企画・会計班）

<現状と課題>

- ・非常時優先業務の必要人員数は、参集職員数に対して、発災直後より 2 日程度までは比較的余裕があることから、他班への応援体制を事前より計画しておくことが必要である。
- ・発災後 2 週間程度以降については、職員数の 6 倍程度の人員不足となっており、これらの多くは、家屋の被害認定調査を含む、罹災証明交付関係の税務課の業務であることも踏まえ、計画的な人員確保策、人員削減策を講じる必要がある。

<対策>

○発災後 2 日程度までは、他班の支援・応援を積極的に行う体制構築が必要であり、事前より、応援内容や方法、役割分担等について検討・調整し、マニュアルで明文化する等、効果的な応援のための準備を進める。また、人員が大きく不足する他班との事前からの人員配備体制の見直しも視野に検討することも考えられる。

- 庁内での応援内容・動員運用ルール確立
- 災害対策班の人員配備体制の見直し

○発災後 2 週間程度以降の人員不足に対しては、外部からの人員確保策として、他自治体からの受援が有効であり、既往の徳島県内や鳥取県内の相互応援協定に加え、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない遠地、例えば、その他山陰や北陸地方の自治体などとの協定締結を推進する。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、

受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 同時被災しない遠地自治体との相互応援協定締結の推進

→ 受援計画の策定

○発災後 2 週間程度以降の人員不足について、優先通常業務も多くなっていることも踏まえ、市職員 OB の積極的な活用策を講じることも有効であり、事前より計画的に活用検討を行う。

→ 市職員OBの活用策検討

○罹災証明などの多くの人員を必要とする業務について、その業務の対象数量を削減することも必要人員削減に繋がる有効な対策である。例えば、被災住宅等の数量を削減するために、住宅等建物の耐震改修の促進、そのための防災啓発冊子等の作成・更新などを推進する。

→ 耐震改修促進計画の見直しに基づく耐震改修の促進・啓発強化

→ 市民の被災削減のための防災啓発冊子の作成・更新

3) 市民班

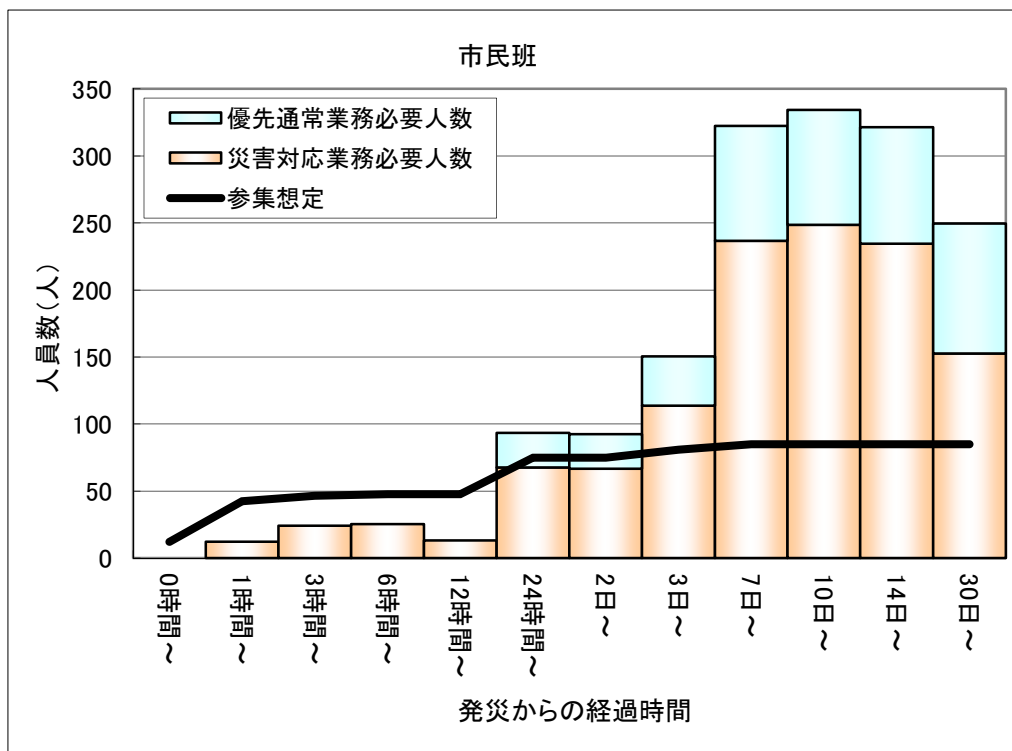


図6.1.5 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（市民班）

<現状と課題>

- ・発災初期は人員的に余裕があるものの、発災 1 日後程度から人員不足となり、特に発災後 1 週間程度以降は、参集職員に対して、3 倍以上の必要人員数となることから、計画的な人員確保策、必要人員の削減策が必要である。
- ・必要人員数の多くは、災害廃棄物や一般廃棄物、し尿の処理等に関連した業務が占めており、それらを踏まえた対策を講じる必要がある。

<対策>

○多くの人員を要する災害廃棄物処理関係の業務に対して、処理能力の確保や災害廃棄物の仮置き場の確保等、効率的な処理による必要人員削減が必要であり、そのための災害廃棄物処理計画を策定・見直す。

→ 災害廃棄物処理計画の策定・見直し

○発災後 1 週間程度以降より大きく人員不足となることや、優先通常業務のための必要人員も多いことから、他自治体からの人員確保が有効である。既往の徳島県内や鳥取県内の相互応援協定に加え、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない遠地、例えば、その他山陰や北陸地方の自治体などとの協定締結を推進する。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 同時被災しない遠地自治体との相互応援協定締結の推進

→ 受援計画の策定

○優先通常業務を含む大きな人員不足に対して、市職員 OB の積極的な活用策を事前より講じることも有効である。

→ 市職員OBの活用策検討

○多くの人員を要している食料や飲料水等生活必需品の確保については、民間の物資の集積・管理・仕分け・配送等に関するノウハウやリソースを活用することも有効であり、民間運送業者等との協定締結も視野に、事前からの協力体制構築を図る。

→ 民間運送業者等との協定締結等協力体制の構築

○発災よりある程度の時間経過後に多くの人員が不足することに対する人員確保策として、ボランティアの活用が有効であり、専門的知識を有するボランティアの必要性等も含め、事前より社会福祉協議会や NPO 等関係団体等と調整・協議を行い、効果的なボランティア活用のための活用計画の作成等を検討する。

→ ボランティアの活用計画等の検討

○発災後 1 週間程度以降より、人員が大きく不足することから、人員確保策だけでなく、必要人員削減策も重要であり、食糧始め生活必需品の確保・調達、防疫活動、がれき処理、所管施設の調査・応急復旧等の業務について、対応の効率化を図るための各種対応マニュアルの整備を推進する。

→ 各種対応マニュアルの整備推進

○多くの人員を必要とする業務について、その業務の対象（対応）ボリュームを削減することも必要人員数削減に繋がる有効な対策である。例えば、避難者数や災害廃棄物量等の削減のために、建物等の耐震改修促進、防災啓発冊子等の作成・更新、各種防災訓練の促進等、市民・地域の防災力向上策を講じる。

→ 耐震改修促進計画の見直しに基づく耐震改修の促進・啓発強化

→ 市民の被災削減のための防災啓発冊子の作成・更新

→ 地域と連携した各種防災訓練の実施促進

○発災後 2 日程度までは、他班の支援・応援を行う体制構築が可能であり、事前より、応援内容や方法、役割分担等について検討・調整し、マニュアルで明文化する等、効果的な応援のための準備を進める。また、人員が大きく不足する他班との事前からの人員配備体制の見直しも視野に検討することも考えられる。

→ 庁内での応援内容・動員運用ルール確立

→ 災害対策班の人員配備体制の見直し

4) 民生・福祉班

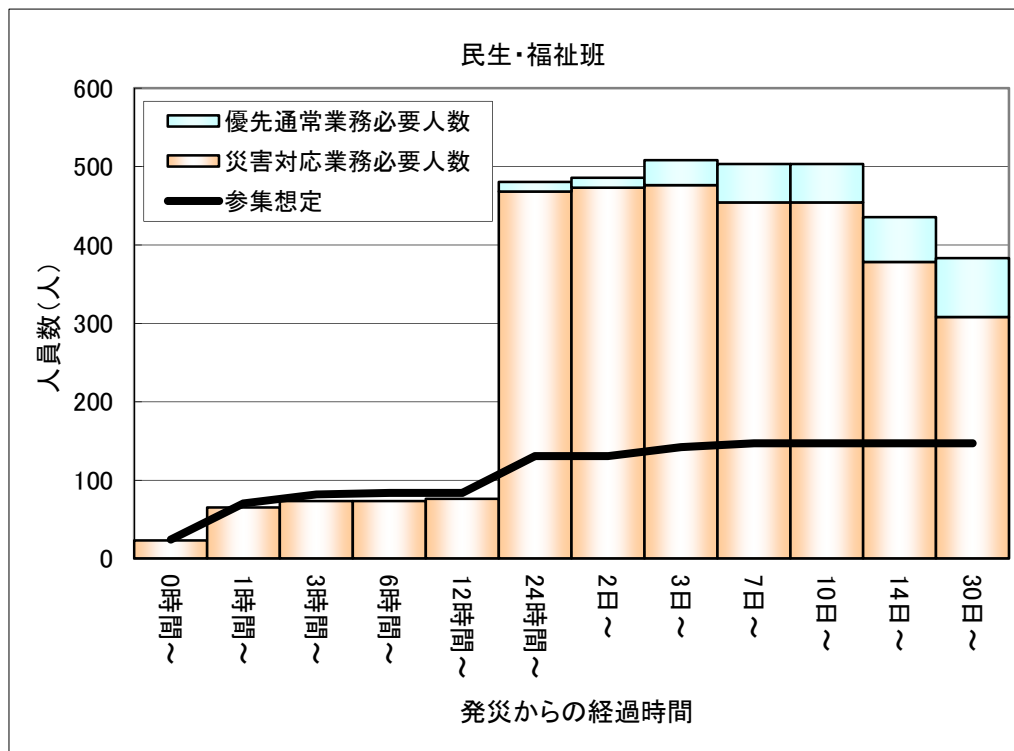


図6.1.6 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（民生・福祉班）

<現状と課題>

- ・発災後 1 日程度までを除く全時間帯において必要人員が大きく不足しており、参集職員に対して 2～4 倍程度の人員を必要とすることから、人員確保策と人員削減策を計画的に講じていく必要がある。
- ・多くの人員を必要とする業務としては、要配慮者対応や応急救護、生活必需品の確保、遺体の応急的な措置等の関連業務であり、専門的知識や資格の必要性も含めて、計画的な人員確保が必要となる。

<対策>

○多くの人員を必要とする要配慮者支援関係の業務に対して、災害時における安否確認・被災状況把握等を地域住民が担えるような、日頃からの地域での取り組みが重要であり、避難行動要支援者名簿の作成に基づき、避難・支援方法等の個別計画作成を促進する。

→ 避難行動要支援者名簿作成に基づく避難方法等個別計画作成

○多くの人員を必要とする応急救護活動や保健衛生活動、遺体処理等に関する指示・連絡調整等、様々な関連事務のために必要となる人員も多いものの、保健師等専門的知識を要する人員も必要となることから、それら人員の確実な確保策として、医療関係機関・組織等からの人材派遣など、事前からの計画的な協力体制構築が必要である。このため、既往の吉野川市医師会との協定に加え、徳島県医師会などとの協定締結や、県外の被災

していない地域との応援協定等、周辺自治体とも連携した協力体制・枠組みの構築を推進することが重要となる。

→ 医療関係者確保のための県内外との協力体制構築

○専任性の高い人員確保のため、常時からの看護師・保健師等の人材確保推進等による計画的な人材育成策も重要である。

→ 医療関係者の人材確保・人材育成推進

○発災後 1 日程度以降に大きく人員が不足することに対して、他自治体からの人員確保が必要であり、既往の徳島県内や鳥取県内の相互応援協定に加え、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない遠地、例えば、その他山陰や北陸地方の自治体などとの協定締結を推進する。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 同時被災しない遠地自治体との相互応援協定締結の推進

→ 受援計画の策定

○多くの人員を必要とする業務について、その業務の対象数量を削減することも必要人員数削減に繋がる有効な対策である。例えば、応急救護者数や避難者数の削減のために、救命講習会等による応急処置の普及啓発や地域と連携した各種防災訓練の促進等、市民・地域の防災力向上策を講じる。

→ 救命講習会等による応急処置の普及啓発

→ 地域と連携した各種防災訓練の実施促進

5) 建設班

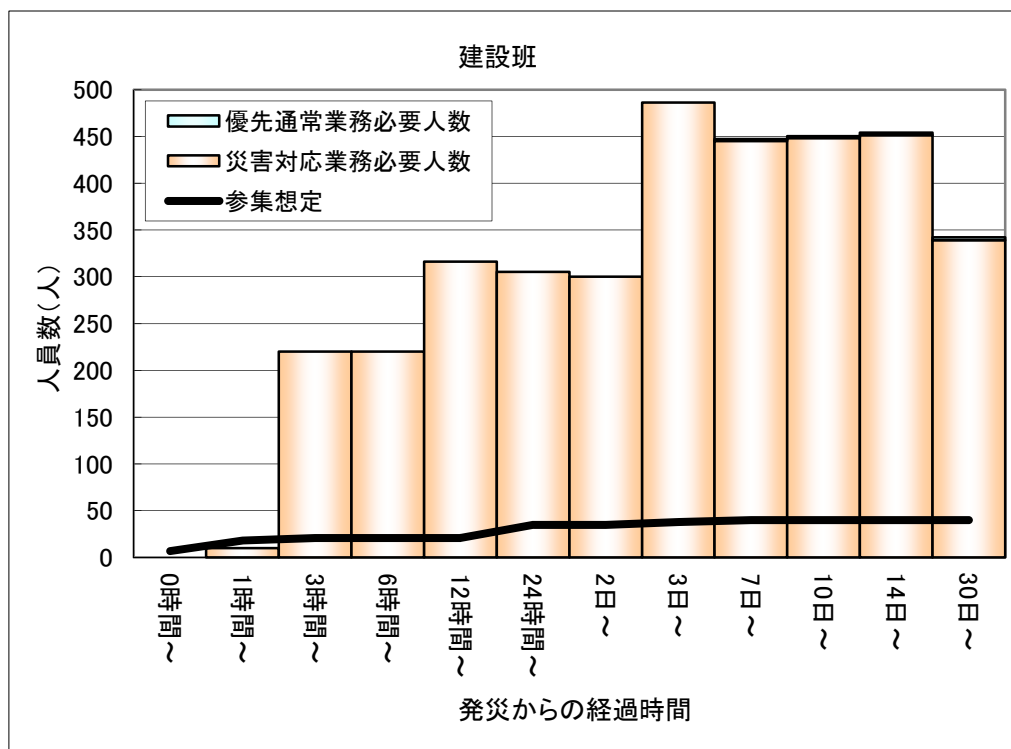


図6.1.7 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（建設班）

<現状と課題>

- ・発災直後を除き、3 時間後以降、大きく人員不足となっており、発災後 3 日程度以降では、参集職員数に対して 10 倍前後の必要人員である。
- ・人員不足の大きな要因は、道路・河川の応急復旧関連業務であることから、そのための適切な人員確保策、必要人員削減策を計画的に講じる必要があるとともに、業務の対象数量を削減するためのハード対策も合わせて講じる必要がある。

<対策>

○道路や河川等、所管施設の被害調査・応急対応関連業務の必要人員が圧倒的に多いことから、常時からの協力業者等の有効活用が必要であり、既往の吉野川市建設業協会との協定に加え、その他関連協会・組合、あるいは協力業者等との新たな協定締結の推進が必要である。また、それら協定による確実な支援を得るために、協力業者等の事業継続計画（BCP）策定促進策も重要となる。

- 被害調査・応急対策等のための関連協力業者等との協定締結推進
- 協力業者の事業継続計画策定促進

○発災直後、特に 2 日程度までの人員不足に対しては、外部からの人員確保が難しいことも踏まえ、人員に余力のある企画・会計班や市民班からの内部の応援協力による人員確保や、事前からの人員配備体制の見直しが考えられる。例えば、災害対策班を構成する

通常業務部署（課等）の配置の見直しや分掌事務の見直しなどが有効である。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図ることも必要となる。

→ 災害対策班の人員配備体制の見直し

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○発災後数日程度以降の大きな人員不足で、専門知識も必要となるような業務については、他自治体からの計画的な人員確保策が有効である。既往の徳島県内や鳥取県内の相互応援協定に加え、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない遠地、例えば、その他山陰や北陸地方の自治体などとの協定締結を推進する。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 同時被災しない遠地自治体との相互応援協定締結の推進

→ 受援計画の策定

○専門知識を必要とする人員不足に対しては、経験豊富な市職員 OB の積極的な活用策を講じることも有効であり、事前より計画的に活用検討を行う。

→ 市職員OBの活用策検討

○多くの人員を必要とする、道路や河川等所管施設の調査・応急復旧等の対応業務について、必要人員を削減する対策を講じることも必要であり、対応の効率化を図るための点検・調査や緊急措置、協力業者や関係機関との連携方法、応急復旧など、各種対応マニュアルの整備を推進する。

→ 初動対応・被害調査・応急復旧等対応マニュアルの整備推進

○緊急輸送道路や市指定の重要路線を始めとする道路の障害物除去等、道路啓開については、業務の効率化による人員削減策として、事前から被害調査・啓開の優先順位を検討・設定するとともに、啓開方法や迂回路の事前設定等を含めた、道路啓開計画を策定することが有効である。

→ 道路啓開計画の策定

○道路啓開においては、重要路線を始めとする道路沿道の建物倒壊を減らすことも、業務の人員削減策として、有効である。既往の耐震改修促進計画の見直しに基づき、対象となる住宅等の耐震化を促進するため、助成制度等の充実を図るとともに、それら制度の有効活用のため、一層の啓発強化を図る。

→ 耐震改修促進計画の見直しに基づく耐震改修の促進・啓発強化

○人員確保策や必要人員削減策だけでは限界があることから、災害対応業務の対象となる被害数量を削減するための事前の耐震対策等も有効である。例えば、既往の長寿命化計画との整合も図りつつ、橋梁を始めとする道路施設の耐震対策、河川・砂防施設等の耐震対策など、対策・対応の優先度評価に基づく計画的なハード対策の更なる推進が重要である。

→ 施設の優先度評価に基づく耐震対策の推進

6) 経済班

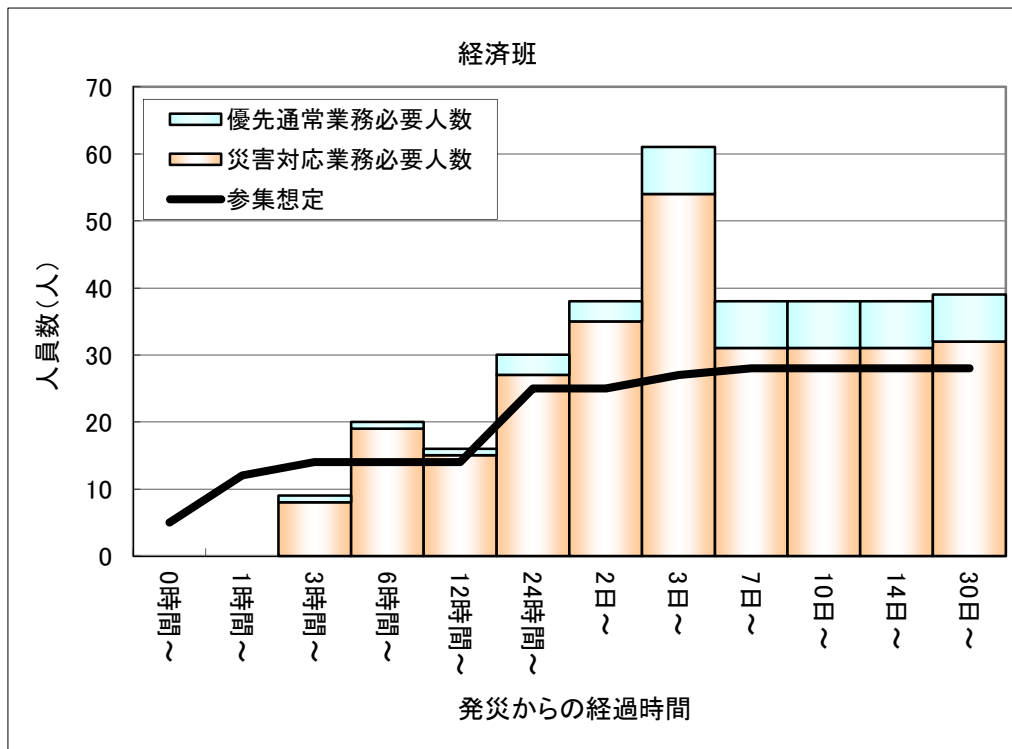


図6.1.8 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（経済班）

<現状と課題>

- ・発災直後から1日程度までは、人員的に大きく問題はないものの、2日程度以降よりやや人員不足となる。特に、3日から1週間程度の間については、農林業関係の応急対応を中心に大きく人員不足となっており、人員確保策、必要人員削減策が必要である。
- ・災害対応業務については、発災後3日から1週間程度の期間を除いて、ほぼ職員数と同程度となっていることから、人員確保策においては、優先通常業務との兼ね合いを考慮した調整が重要となる。

<対策>

○発災後2日程度以降の人員不足に対しては、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない遠地自治体との災害時応援協定が有効であり、既往の徳島県内や鳥取県内の相互応援協定に加え、例えば、その他山陰や北陸地方の自治体などとの協定締結を推進する。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

- 同時被災しない遠地自治体との相互応援協定締結の推進
- 受援計画の策定

○専門的知識や経験を必要とする業務あるいは優先通常業務に関する人員不足に対しては、市職員OBの積極的な活用策を講じることも有効であり、事前より計画的に活用検討を

行う。

→ 市職員OBの活用策検討

○業務の多くが農林関連施設の調査・応急対応関係であることから、必要人員の削減策として、対応の効率化を図るための点検・調査や応急措置・復旧など、各種対応マニュアルの整備を推進する。

→ 初動対応・被害調査・応急復旧等対応マニュアルの整備推進

7) 教育班

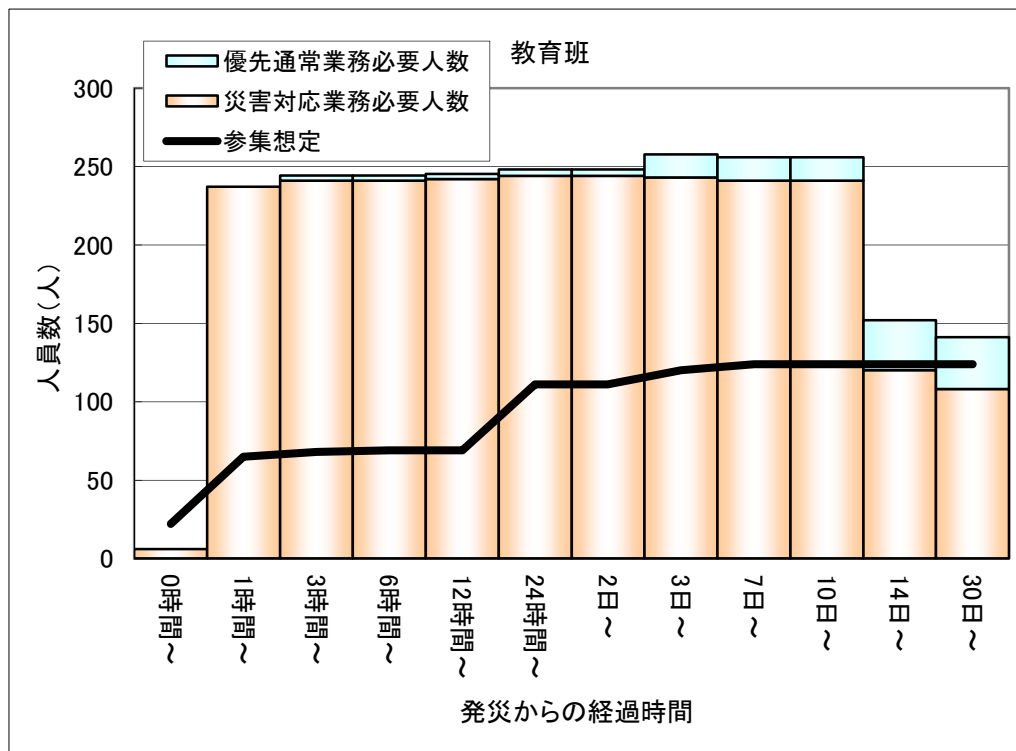


図6.1.9 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（教育班）

<現状と課題>

- ・発災直後 1 時間後から 2 週間程度までの期間は、大きく人員不足となっている。これら必要人員のほとんどは、避難所となる学校の避難所開設・運営に係る業務であり、計画的な人員確保策、及び人員削減策を講じる必要がある。

<対策>

- 避難所開設・運営支援に多くの人員が必要となることに対する効果的な人員削減策として、自主防災組織や自治会等が自助・共助を主体とした避難所運営を可能とするための方策が必要である。例えば、住民・施設管理者・市との連携方法・役割分担等運営体制を具体化し、各種ルール化と合わせた避難所運営マニュアルを作成する。また、常時からの連携強化や効率的な避難所運営のため、住民・施設管理者・市が合同で、計画的な訓練の実施を推進する。

- 地域住民と協働した避難所運営マニュアルの作成
- 地域住民と関係者が連携した避難所運営訓練の推進

- 避難所運営において、避難者・避難所状況やニーズ等の各種情報を連絡するための通信手段を確実に確保することも人員削減策として有効である。例えば、避難所等へ事前配備している特設公衆電話の拡充や同報系防災行政無線のアンサーバック機能の完備等について検討し、整備を推進することによって、通信手段の多重化を図る。

→ 特設公衆電話の避難所配備拡充

→ 避難所の通信手段の多重化推進

○避難所運営関連で多くの人員が不足することに対する人員確保策として、ボランティアの活用が有効であり、専門的知識を有するボランティアの必要性等も含め、事前より社会福祉協議会や NPO 等関係団体等と調整・協議を行い、効果的なボランティア活用のための活用計画の作成等を検討する。

→ ボランティアの活用計画等の検討

○発災後ある程度時間経過してからの多くの人員不足に対しては、他自治体からの計画的な受援が有効である。既往の徳島県内や鳥取県内の相互応援協定に加え、例えば、その他山陰や北陸地方の自治体などとの協定締結を推進する。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 同時被災しない遠地自治体との相互応援協定締結の推進

→ 受援計画の策定

○避難所運営などの多くの人員を必要とする業務について、その業務の対象数量を削減することも必要人員数削減に繋がる有効な対策である。例えば、避難者数削減のために、住宅等建物の耐震改修の促進、そのための防災啓発冊子等の作成・更新、各種防災訓練の促進、自主防災組織やボランティア組織等の防災リーダーの養成等、市民・地域の防災力向上策を講じる。

→ 耐震改修促進計画の見直しに基づく耐震改修の促進・啓発強化

→ 市民の被災削減のための防災啓発冊子の作成・更新

→ 地域と連携した各種防災訓練の実施促進

→ 防災リーダーの養成推進

○学校を始めとした所管施設の調査・応急復旧等の業務については、必要人員削減策として、対応の効率化を図るための各種対応マニュアルの整備を推進する。

→ 初動対応・被害調査・応急復旧等対応マニュアルの整備推進

8) 水道班

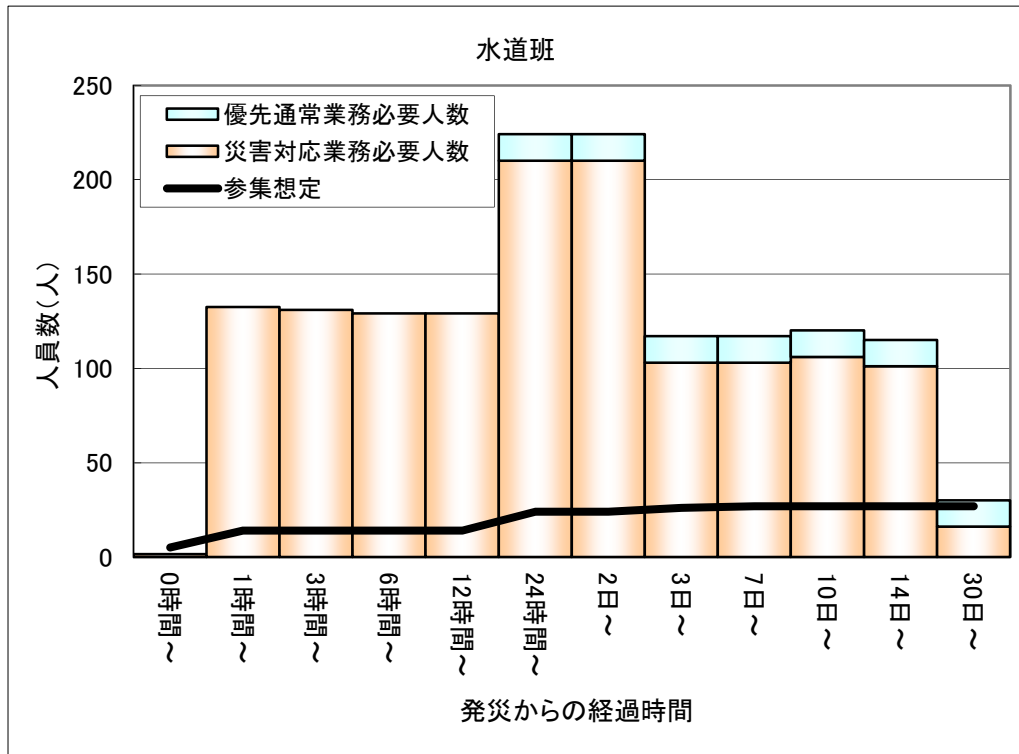


図6.1.10 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（水道班）

<現状と課題>

- ・発災直後より全時間帯を通じて大きく人員不足の状態であり、参集職員に対して、4～8倍前後の必要人員数となっている。
- ・必要な人員の大半は災害対応業務が占めているとともに、その多くが応急給水対応や水道施設の被害調査・応急復旧関係であることから、計画的かつ確実な人員確保策及び人員削減策を講じる必要がある。

<対策>

○多くの人員が不足している水道班の特に発災初期の業務は、応急給水対応や水道・下水道施設等の緊急点検・被害調査、緊急措置などの状況把握・緊急対応が多くを占めることから、常時からの維持管理業者等の活用が有効であり、関連協力業者・協会等との新たな協定締結の推進が考えられる。なお、協力業者からの確実な支援を得るためには、協力業者の事業継続計画（BCP）策定促進策も重要である。

- 被害調査・応急対策等のための関連協力業者等との協定締結推進
- 協力業者の事業継続計画策定促進

○発災後数日程度以降の多くの人員不足に対しては、他自治体からの受援の充実が必要であり、既往の徳島県内や鳥取県内の相互応援協定に加え、例えば、その他山陰や北陸地方の自治体などとの協定締結を推進する。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、

受援計画を策定する。

- 同時被災しない遠地自治体との相互応援協定締結の推進
- 受援計画の策定

○長期的かつ専門知識を必要とする人員不足に対しては、市職員 OB の積極的な活用策を講じることも有効であり、事前より計画的に活用検討を行う。

- 市職員OBの活用策検討

○多くの人員が不足していることから、必要人員の削減策も各種講じる必要があり、業務効率化のための各種対応マニュアル類の整備やそれらに基づく対応訓練の計画的実施推進が必要である。整備するマニュアル類は、既往マニュアルの見直しも含め、例えば、協力業者との連絡・連携方法を含む初動対応マニュアル、緊急点検や緊急措置判断・方法等を含む被害調査マニュアル、応急復旧マニュアル、応急給水マニュアルなどが考えられる。また、それらの推進の観点からも、既に策定済みの下水道 BCP について、内容の見直しと推進が必要である。

- 初動対応・被害調査・応急復旧等対応マニュアルの整備推進
- 職員の各種教育・訓練計画の作成と実施
- 下水道BCPの見直しと推進

○人員確保策や必要人員削減策だけでは限界があることから、災害対応業務の対象となる被害数量を削減するための事前の耐震対策等が有効である。例えば、水道・下水道の管路や施設等について、既往の老朽化対策と合わせ、対応・対策の優先度評価に基づく計画的な耐震対策など、継続して着実な対策推進を図ることが必要である。

- 施設の優先度評価に基づく耐震対策の推進

9) 災害対策支部班鴨島支部

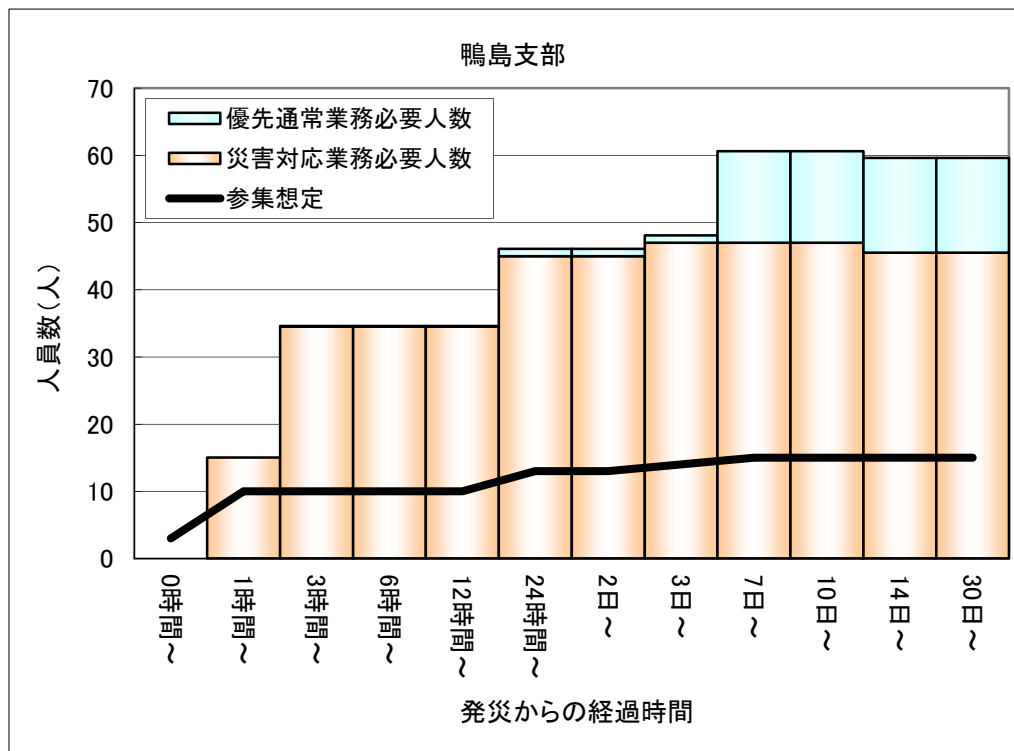


図6.1.11 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（鴨島支部）

<現状と課題>

- ・非常時優先業務の必要人員数は、参集職員数に対して、発災直後を除く全時間帯で大きく不足しており、時間とともに増加する傾向となっている。不足する人数は、参集職員数の2倍から4倍程度までとなることから、計画的な人員確保策、人員削減策を講じる必要がある。
- ・人員が大きく不足する中で、優先通常業務の必要人員数も、発災後1週間程度以降、多くなることから、今後、優先通常業務の見直しも視野に、検討・対策が必要である。

<対策>

○発災直後、2日程度までの人員不足に対しては、外部からの人員確保が難しいことも踏まえ、人員に余力のある企画・会計班や市民班からの内部の応援協力による人員確保や、事前からの人員配備体制の見直しが考えられる。例えば、災害対策班を構成する通常業務部署（課等）の配置の見直しや分掌事務の見直しなどが有効である。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図ることも必要となる。

→ 災害対策班の人員配備体制の見直し

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○発災後数日程度以降での多くの人員不足に対しては、他自治体からの計画的な受援が有効

である。既往の徳島県内や鳥取県内の相互応援協定に加え、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない遠地、例えば、その他山陰や北陸地方の自治体などとの協定締結を推進する。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 同時被災しない遠地自治体との相互応援協定締結の推進

→ 受援計画の策定

○長期的かつ経験を必要とする人員の不足に対しては、市職員 OB の積極的な活用策を講じることも有効であり、事前より計画的に活用検討を行う。

→ 市職員OBの活用策検討

○大きく人員が不足することから、人員確保策だけでなく、必要人員の削減策も重要であり、被害や避難状況等各種情報の収集・伝達、生活必需品の確保等対応など、優先通常業務も含めた、対応の効率化を図るための各種対応マニュアルの整備を推進する。

→ 各種対応マニュアルの整備推進

10) 災害対策支部班川島支部

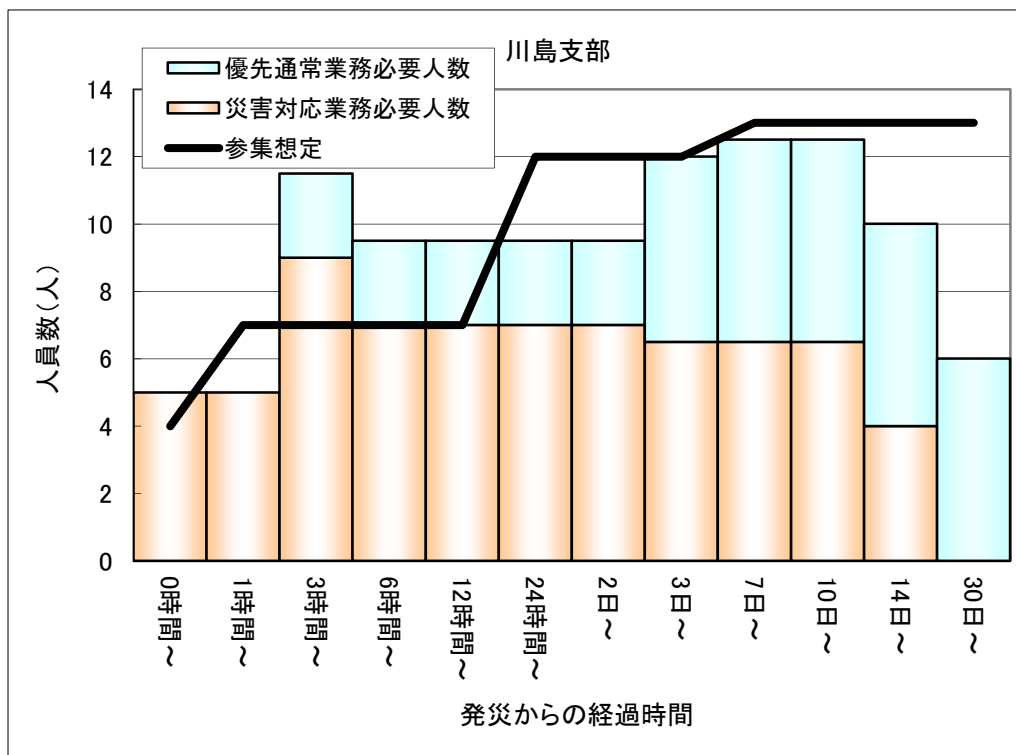


図6.1.12 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（川島支部）

<現状と課題>

- ・非常時優先業務の必要人員数は、全時間帯を通じて参集職員数とほぼ同程度であるものの、発災後 1 ヶ月程度以降はやや余力があることから、状況に応じた他班への応援や行政サービス向上のための通常業務の早期再開も視野に、検討が必要である。

<対策>

- 発災後 1 ヶ月程度以降で人員にやや余裕があることから、他班の応援を行う体制の構築も考えられる。事前より、応援内容や方法、役割分担等について検討・調整し、マニュアルで明文化する等、効果的な応援のための準備を進める。

→ 庁内での応援内容・動員運用ルール確立

1 1) 災害対策支部班山川支部

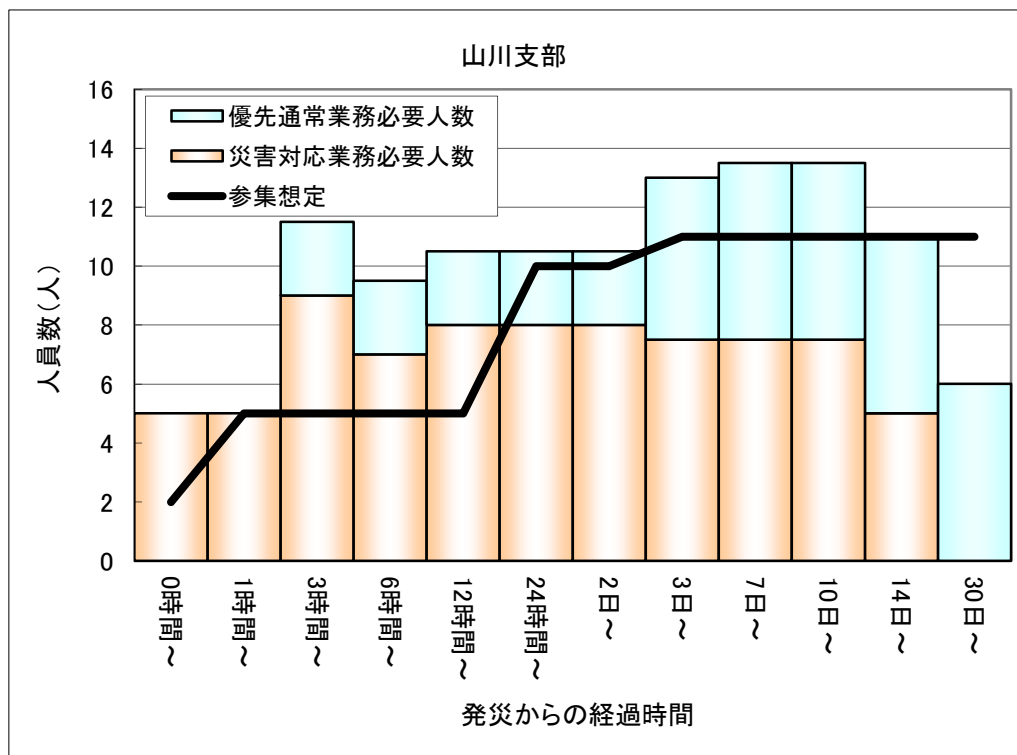


図6.1.13 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（山川支部）

<現状と課題>

- ・発災後 3 時間から 1 日程度までは、必要人員が参集職員に対してやや不足していることから、内部での人員確保策や、必要人員削減策が必要である。
- ・その他の時間帯については、ほぼ人員的に問題はなく、発災後 1 ヶ月程度以降でやや余力があることについて、状況に応じた他班への応援や行政サービス向上のための通常業務の早期再開も視野に入れた検討が考えられる。

<対策>

○発災初期の人員不足に対しては、外部からの人員確保が難しいことも踏まえ、人員に余力のある企画・会計班や市民班からの内部の応援協力による人員確保が考えられる。例えば、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図ることも有効である。

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○同様にして、必要人員の削減策も有効であり、被害や避難状況等各種情報の収集・伝達、生活必需品の確保等対応など、優先通常業務も含めた、対応の効率化を図るための各種対応マニュアルの整備を推進する。

→ 各種対応マニュアルの整備推進

1 2) 災害対策支部班美郷支部

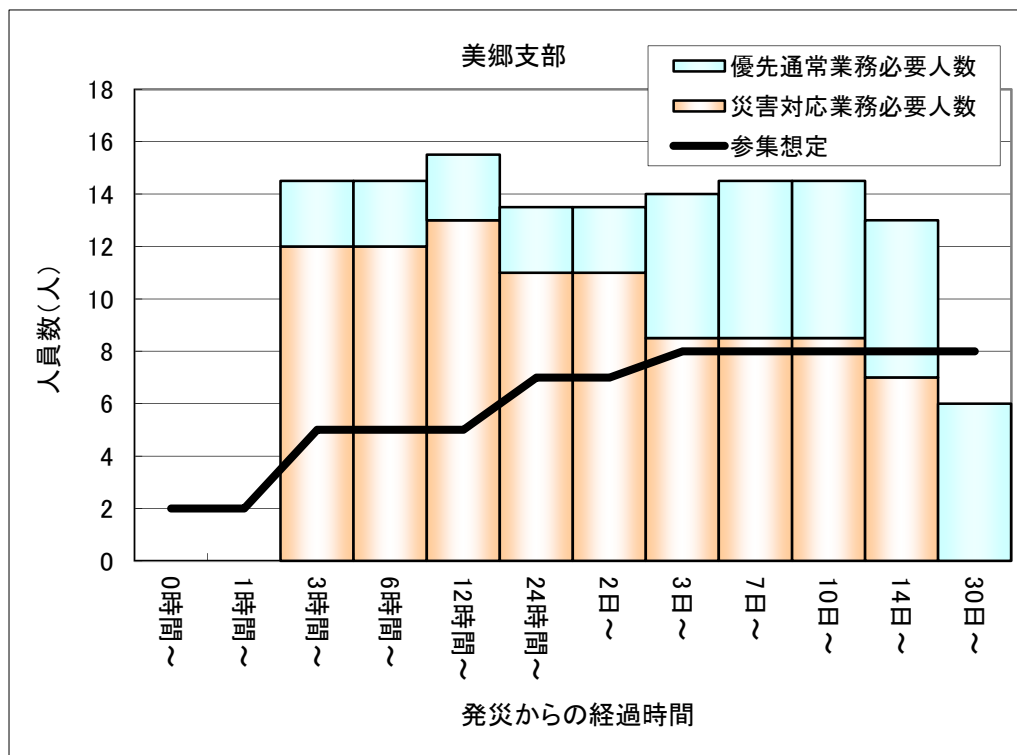


図6.1.14 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（美郷支部）

<現状と課題>

- ・発災後 3 時間程度以降、必要人員が不足しており、特に発災初期においては、職員数の 2 倍以上の不足となっている。発災初期の外部からの人員確保が難しいことも踏まえ、内部での人員確保策、あるいは必要人員削減策が必要である。
- ・災害対応業務は、発災後 3 日程度以降で職員数と同程度となるものの、優先通常業務が増えることによって、非常時無線業務の必要人員数は不足していることから、人員確保策、必要人員削減策が必要となる。

<対策>

○発災後、2 日程度までの人員不足に対しては、外部からの人員確保が難しいことも踏まえ、人員に余力のある企画・会計班や市民班からの内部の応援協力による人員確保が考えられる。例えば、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図ることも有効である。

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○発災後数日程度以降の人員不足に対しては、他自治体からの受援が有効であり、既往の徳島県内や鳥取県内の相互応援協定に加え、例えば、その他山陰や北陸地方の自治体などとの協定締結を推進する。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定

する。

→ 同時被災しない遠地自治体との相互応援協定締結の推進

→ 受援計画の策定

○長期的かつ優先通常業務を含む人員不足に対しては、市職員 OB の積極的な活用策を講じることも有効であり、事前より計画的に活用検討を行う。

→ 市職員OBの活用策検討

○発災初期においては、人員確保策に限られることから、必要人員の削減策も重要であり、被害や避難状況等各種情報の収集・伝達、生活必需品の確保等対応など、対応の効率化を図るための各種対応マニュアルの整備を推進する。

→ 各種対応マニュアルの整備推進

(3) その他共通の対策

○職員参集予測の結果を踏まえると、職員自身の被災による参集の遅れは、発災初期を中心とする人員確保に大きく影響がでていることから、職員が被災しないように、日頃から、自宅の耐震性の確保、家具固定の確実な実施などが必要であるとともに、家族の避難場所や連絡方法の取り決め、食料・生活必需品の備蓄等を実施しておくことも重要となる。これら職員自身の防災対策促進のため、職員が実施すべき防災対策のメニューと内容を取りまとめた啓発冊子を作成する。

→ 職員自宅の耐震対策や家具固定等促進のための啓発冊子作成

○本計画策定において整理を行った非常時優先業務は、発災後に優先して実施すべき業務について、その実施時期や必要人数などの具体的な検討を行った結果であり、既往の職員初動マニュアルへの反映を含め、両者の整合性を確保することが重要である。職員初動マニュアルとBCPの実効性を高めるため、両者の整合を図りながら、ブラッシュアップが必要である。

→ 職員初動マニュアルとBCPの整合性の確保によるブラッシュアップ

6. 2 物的資源に関する課題と対策

(1) 庁舎施設

大規模地震発生時においても必要な業務を継続するためには、非常時優先業務を実施する庁舎等施設の耐震性や執務環境が確保される必要がある。吉野川市職員が、勤務時間外の発災によって非常参集し、非常時優先業務を実施することとなる主な庁舎施設の耐震性について、下表に示す。

表6.2.1 主な庁舎施設の耐震性評価

施設名称	建築年	構造種別	階数	延べ床面積 (m ²)	新耐震 基準	耐震補強 必要有無
市役所 本館	H6	S造・RC造	地上 5 階	5800.3	対応	無
市役所 東館	H24	SRC造	地上 3 階	3297.3	対応	無
川島支所	H24	W造	地上 1 階	179.0	対応	無
山川地域総合センター (山川支所)	H2	RC造	地上 3 階	3326.2	対応	無
ふるさとセンター (美郷支所)	H4	RC造	地上 3 階	2041.74	対応	無
運転管理センター	H25	S造	地上 2 階	991.03	対応	無

主な庁舎施設については、市役所本館・東館を始め、川島支所、山川地域総合センター（山川支所）、ふるさとセンター（美郷支所）、運転管理センターともに、新耐震基準である平成以降の建築であり、耐震性は確保されていると考えられる。また、その他指定の防災拠点施設や避難所等についても、耐震改修等の実施により、ほとんどの施設で耐震性が確保されているものの、一部の集落センター等施設で耐震性能が不足することから、それら施設については耐震対策の推進が必要となる。

なお、本対象としている南海トラフ巨大地震による震度6強～6弱の地震動では、倒壊は免れたとしても、施設の壁・柱等の亀裂や窓ガラス等の破損など、少なからず被害の発生も想定され、施設内の使用は制限される可能性も高いことから、あらかじめ代替施設の指定をしておくことや、迅速な災害対応が可能な執務環境を確保するための取り組みも必要となる。

- 耐震性の低い防災拠点・避難所施設の耐震対策推進
- 主な拠点施設の代替施設の検討・指定

更に、耐震化が図られている庁舎施設等においても、より確実な非常時優先業務実施環境

を確保する観点から、以下の課題と対策が考えられる。

○庁舎施設の窓ガラスなどは、大きな地震動によってガラスの破損や飛散も想定されることから、早期の業務実施に支障が生じることが考えられるとともに、もし来庁者や職員がいた場合には、負傷等の被害も想定されることから、ガラスの飛散防止対策が必要である。

→ 庁舎施設等のガラス飛散防止対策の実施

○非常時優先業務として、職員が避難所の運営支援に携る小・中学校等避難所の体育館などは、東日本大震災等においても問題となった天井崩落や照明器具の落下等、非構造部材の危険性が考えられる。天井や照明器具、その他非構造部材について、想定される地震動、特に長周期で継続時間の長い揺れにも耐えられるための耐震対策が必要となる。

→ 避難所体育館等拠点施設の非構造部材の耐震対策推進

（２）庁舎施設内の設備等

１）非常用電源

災害発生後に実施すべき業務の多くは、通信機器・設備の活用や情報システムの使用等により電力を利用する。また、初動期には夜を徹して業務を実施することも想定され、夜間の照明は業務実施の前提条件となる。

吉野川市の主要庁舎施設では、市役所本館及び東館に48時間、山川地域総合センター（山川支所）に15時間稼働可能な非常用電源が配備されているが、その他支所等施設については、非常用発電設備を備えていないことから、計画的な整備が必要である。

また、市役所の非常用電源においても、稼働時間が48時間程度と、南海トラフ巨大地震で想定される停電時間には不足する可能性もあることから、燃料の確保が必要となる。発災後、早期に燃料を調達し、業務継続を実現するため、ガソリンスタンドとの契約や協定締結等、事前からの燃料調達体制の構築が必要となる。

- 庁舎等拠点施設の非常用電源の整備推進
- 停電の長期化に備えた燃料調達体制構築の検討

２）什器類

大規模地震発生時、特に南海トラフ巨大地震発生時には、大きな横揺れによる変位が伴うことから、ロッカーの移動・転倒、書類等の散乱、PCの破損等により、早期の業務実施に支障が生じる可能性がある。また、もし執務中の職員がいた場合、負傷等の危険性も考えられる。発災後、非常時優先業務の実施環境を迅速に整えるためには、庁舎施設内の什器類の固定を推進する取り組みとともに、継続的な監視・指導體制の構築が必要である。

- 什器類の固定推進と実施監視体制の構築

３）通信設備等

発災後の非常時優先業務の多くは、その実施において、各種情報の収集・集約・伝達等が必須となる。その際、電話連絡による直接的な方法も想定されるが、南海トラフ巨大地震発生の際には、固定電話や携帯電話等の通話が、輻輳によって発災当日、場合によって2日間程度は不通あるいは繋がり難い状態となる可能性が高いと考えられる。吉野川市の主な避難所や拠点施設との通信に関しては、防災行政無線のアンサーバック機能の整備や、主要な避難所への特設公衆電話の配備を進めるとともに、孤立化対策として衛星携帯電話3基を配備しているものの、全ての拠点施設・避難所を網羅する整備には至っていないのが実情である。このため、特設公衆電話の配備拡充や災害用のクラウドシステムの活用など、通信手段を確実に確保するための検討・取り組みを強化するとともに、通信手段の多重化の推進が望まれる。

また、同報系防災行政無線の基地局については、非常用電源が48時間稼働可能であるものの、停電の長期化による電力の停止も想定されることから、燃料の調達方法に関する事前か

らの検討など、電源確保策が必要である。

なお、これら整備効果を上げるためには、各通信手段の利用方法・範囲を明確化し、操作説明書やマニュアル等を作成して、周知を図っていくとともに、計画的な教育・訓練の実施も重要となる。

- 通信手段の多重化へ向けた取り組み推進
- 防災行政無線の電源確保策の検討
- 通信機器・設備に関する使用マニュアル等の整備と教育・訓練の実施

(3) 情報システム

非常時優先業務の整理結果に基づき、非常時優先業務を実施するために必要となる設備・システムの情報から、市管理の情報システムを対象として、非常時優先業務との関係について下表のとおり整理を行った。これらより、現時点での情報システムの課題と対策案について以下に示す。

表6.2.2 非常時優先業務の必要システム一覧

名称	関連業務 最短 開始時期	関連 業務数	耐震性確保 (固定等)	代替機	非常用 電源	バックアップ (頻度)	保守	担当課(利用部署)
人事給与システム	1日	1	済	無	有	日次	有	総務課、議事課
Reams.NET(住基システム、就学援助システム、学校教育システム含む)	1日	61	済	有	有	日次	有	国保年金課、子育て支援課、都市計画住宅課、税務課、選挙管理委員会、市民課、環境企画課、教育委員会学校教育課
期日前システム	1日	1	済	無	有	日次	有	選挙管理委員会
生活保護システム「ふれあい」	1日	4	済	無	有	日次	有	社会福祉課
避難行動要支援者システム	1日	3	済	無	有	日次	有	社会福祉課
企業会計システム	1日	1	済	無	有	日次	有	経営企画課
水道料金システム	1日	4	済	無	有	日次	有	経営企画課
法定外公共物譲与申請システム	1日	13	済	無	有	無	無	監理課 他
路線網図システム	1日	13	済	無	有	日次	有	監理課 他
地籍管理システム	1日	16	済	無	有	日次	有	農業振興課、農地林業課、商工観光課他
財務会計システム	3日	16	済	無	有	日次	有	企画財政課、会計課、国保年金課、介護保険課、教育委員会学校教育課 他
介護保険システム	3日	9	済	無	有	日次	有	介護保険課
地域包括支援センター管理システム	3日	33	済	無	有	日次	有	介護保険課
学校校務・教育系ネットワーク	3日	1	済	無	有	日次	有	教育委員会学校教育課
住基ネットワークシステム	7日	3	済	無	有	日次	有	市民課
G-Trust	7日	17	済	無	有	日次	有	子育て支援課、社会福祉課
Densan Web 21	7日	2	済	無	有	日次	有	総務課
公営住宅システム	7日	3	済	無	有	日次	有	都市計画住宅課
戸籍システム	7日	6	済	無	有	日次	有	市民課
発注管理システム・土木工事積算システム	7日	7	済	無	有	日次	有	監理課 他
出産祝金/育児用品補助金業務支援システム	30日	1	済	無	有	日次	無	子育て支援課

○非常時優先業務実施のため、早期に稼動が必要であり、かつ多くの業務に影響するシステムとして、例えば、「Reams.NET(住基システム、就学援助システム、学校教育システム含む)」や「法定外公共物譲与申請システム」、「路線網図システム」、「地籍管

理システム」、「財務会計システム」、「地域包括支援センター管理システム」などがあげられる。これらは、非常時優先業務の整理結果より、早いもので発災後1日の内、あるいは3日後には業務実施のために稼動が必要となるシステムとなる。これらシステムは、基本的に固定等の耐震対策やバックアップ等の対策は実施されているものの、代替機の準備がないものがほとんどである。想定する南海トラフ巨大地震の地震動によっては、ハードウェアの損傷等、万一の事態も想定されることから、早期復旧を可能とするためにも、代替機の準備が望まれる。代替機については、早期稼動が必要なシステム、多くの業務実施に影響のあるシステムから優先して、計画的に準備、あるいは代替機を調達しやすい機器への更新等対策が考えられる。また、同様に万一の事態に備える観点から、確実なバックアップの実施とともに、遠地での保管について検討することが望ましい。

- 情報システムの代替機の計画的準備推進
- バックアップの遠地保管の検討

○早期のシステム稼動を可能とするためには、ソフト的な対策も必要であり、職員参集率が低い発災初期には、担当者以外でも復旧作業に当たることができるような、復旧・操作マニュアルの整備等を計画的に推進していくことも重要である。さらに、システムを安定的に管理・運用できるよう、必要な訓練・研修を定期的に行うことによる人材育成も重要となる。

また、保守契約業者による復旧が必要となる事態も想定されることから、復旧・運用のための保守契約先との合同訓練を定期的を実施するなど、保守契約先との連携強化を図ることも重要となる。

- 情報システム早期稼動のための復旧・操作マニュアルの整備推進
- 管理・運用の訓練・研修等による人材育成の推進
- 保守契約業者との保守・管理・運用の訓練等による連携強化

第7章 業務継続のための対策計画

前章で示した人的資源及び物的資源の課題に対する業務継続のための対策計画について、表7.1にまとめる。表7.1(a)では人的資源に関する対策、表7.1(b)は物的資源に関する対策を示す。

ここで、対策計画それぞれについて、2つの優先度（実施時期）に分類することとし、優先度が高いものから短期、中期として、以下の実施時期を設定した。

優先度	対策実施時期
短期	1～3年の対策
中期	3～5年の対策

なお、上記優先度は、以下の観点を検討して評価した。

- ・多くの対策班の課題改善につながる対策
- ・発災後比較的初期に関係する対策
- ・必要人員数が多い非常時優先業務に関係する対策
- ・関係する非常時優先業務数が多い対策

今後、各対策（施策）の担当部署を明確にするとともに、後述する業務継続マネジメント体制の組織と、各担当部署が連携して、対策計画を着実に推進することが重要となる。

表 7.1(a) 業務継続のための対策計画一覧

項目		対策計画	優先度
人的資源に関する対策	人員確保策	同時被災しない遠地自治体との相互応援協定締結の推進	短期
		災害対策班の人員配備体制の見直し	短期
		庁内での応援内容・動員運用ルールの確立	短期
		市職員 OB の活用策検討	短期
		被害調査・応急対策等のための関連協力業者等との協定締結推進	短期
		協力業者の事業継続計画策定促進	短期
		職員自宅の耐震対策や家具固定等促進のための啓発冊子作成	短期
		民間運送業者等との協定締結等協力体制の構築	中期
		ボランティアの活用計画等の検討	中期
		医療関係者確保のための県内外との協力体制構築	中期
		医療関係者の人材確保・人材育成推進	中期
		防災リーダーの養成推進	中期
	必要人員削減策	受援計画の策定	短期
		情報収集・集約・伝達マニュアルの作成	短期
		職員の各種教育・訓練計画の作成と実施	短期
		耐震改修促進計画の見直しに基づく耐震改修の促進・啓発強化	短期
		市民の被災削減のための防災啓発冊子の作成・更新	短期
		各種対応マニュアルの整備推進	短期
		地域と連携した各種防災訓練の実施促進	短期
		初動対応・被害調査・応急復旧等対応マニュアルの整備推進	短期
		地域住民と協働した避難所運営マニュアルの作成	短期
		災害廃棄物処理計画の策定・見直し	中期
		避難行動要支援者名簿作成に基づく避難方法等個別計画作成	中期
		救命講習会等による応急処置の普及啓発	中期
		道路啓開計画の策定	中期
		施設の優先度評価に基づく耐震対策の推進	中期
		地域住民と関係者が連携した避難所運営訓練の推進	中期
		特設公衆電話の避難所配備拡充	中期
		避難所の通信手段の多重化推進	中期
		下水道 BCP の見直しと推進	中期
		職員初動マニュアルと B C P の整合性の確保によるブラッシュアップ	中期

表 7.1 (b) 業務継続のための対策計画一覧

項目		対策計画	優先度
物的資源に関する対策	庁舎等	耐震性の低い防災拠点・避難所施設の耐震対策推進	短期
		主な拠点施設の代替施設の検討・指定	短期
		庁舎施設等のガラス飛散防止対策の実施	短期
		避難所体育館等拠点施設の非構造部材の耐震対策推進	短期
	設備等	庁舎等拠点施設の非常用電源の整備推進	短期
		停電の長期化に備えた燃料調達体制構築の検討	短期
		什器類の固定推進と実施監視体制の構築	短期
		通信手段の多重化へ向けた取り組み推進	中期
		防災行政無線の電源確保策の検討	中期
		通信機器・設備に関する使用マニュアル等の整備と教育・訓練の実施	中期
	情報システム	情報システムの代替機の計画的準備推進	短期
		情報システム早期稼動のための復旧・操作マニュアルの整備推進	短期
		バックアップの遠地保管の検討	中期
		管理・運用の訓練・研修等による人材育成の推進	中期
		保守契約業者との保守・管理・運用の訓練等による連携強化	中期

第8章 業務継続マネジメント体制の確立

本計画は、実災害や防災訓練等で得られる課題・教訓・検証等を踏まえて、継続的に見直し、改定を行っていくことが重要である。また、各対策計画の実施状況によって、前提条件も変化していくことから、それらを踏まえた見直しも必要となる。以下、そのための業務継続マネジメント体制に関する計画を示す。

8. 1 職員の教育・訓練計画

本市の業務継続目標を達成するため、職員及び組織の防災意識・防災対応力向上を図ることが重要であり、そのための、日ごろから継続的かつ計画的に取り組むべき教育・訓練について計画する。

(1) 防災教育計画

災害発生時には、職員一人ひとりが、今何をすべきか、与えられた役割・業務内容を理解し、自ら認識して行動することが重要となる。そのため、平常時から、災害時に何が起こり、どう動くべきか、をイメージできる「災害イマジネーション能力」を培っていくことが肝要である。

職員個人の災害対応能力及び組織的な対応力の向上を図っていくため、以下に示すメニュー（例）を参考として防災教育を計画する。

表8.1.1 防災教育メニュー（例）

教育・研修名称	内容	対象者	実施頻度
業務継続セミナー	業務継続計画の目的、計画内容、実施状況等を講演会・セミナー等により周知	全職員	年1回程度
業務継続におけるリーダー養成研修	災害時における指揮命令者の心構え、業務継続のために優先的に実施すべきこと・判断すべきことの確認	所属長	年1回程度
災害イマジネーション能力向上研修	発災後の周囲で発生する状況、自身が実施する行動をイメージする研修として、少人数グループ単位の図上訓練形式で実施	全職員	3か月1回程度 (対象者は年1回以上参加)
既往大規模災害の教訓紹介	東日本大震災や熊本地震等の支援職員の経験等、災害対応における教訓や課題の紹介・共有	全職員	年1回程度
防災 e-ラーニング	基礎的な防災知識に関する教育を、イントラネット WEB システム等を利用して周知	全職員	随時

(2) 防災訓練計画

本計画の実効性を高めるとともに、地域防災計画、各種対応マニュアルなどの既往計画等の検証のため、また、職員及び組織の防災対応力を向上し、災害時に適切かつ迅速な行動を可能とするために、継続的・計画的に実施すべき防災訓練のメニュー（例）を下表に示す。

訓練実施においては、訓練の狙い・検証項目を明確にし、その目的に応じた規模・時間を設定する。また、訓練時に収集される情報や、各対応内容については、訓練時及び訓練が終了した後、チェックリストやアンケートなどを活用して、適切に記録を残すものとし、それら反省点・良かった点等の反映により、訓練内容の充実を図りながら、本計画、あるいは関連マニュアル等の実行性の向上に繋げる。

表8.1.2 防災訓練メニュー（例）

訓練名称	訓練内容	訓練検証項目	対象者	実施単位
参集訓練	自宅から参集場所まで、各参集手段により参集する訓練	参集予測の妥当性、参集路の確認	全職員	全体・各班
安否確認訓練	一斉メール送・受信対応と安否報告・情報集約・報告等の訓練	安否確認方法の確認	全職員	全体
災害対策本部設置・運営訓練	初期参集者による災害対策本部設営・引継ぎ・運営訓練	災害対策本部立ち上げ・運営の確認と人員・時間の妥当性	初期参集可能職員	全体
初動対応訓練	ロールプレイング形式による初動対応訓練	非常時優先業務・初動マニュアルの妥当性	初動期参集職員、全職員	全体
総合訓練	関係機関等との連絡・連携も含めた対応全般を実施する訓練	災害対応全般の確認、各連絡の妥当性	全職員	全体
避難所開設・初動対応訓練	避難所開設手続きや、地域住民等関係者との初動対応連携の確認訓練	避難所開設等の確認、本計画の妥当性	避難所担当職員、地域住民、施設管理者、学校関係者	全体・支部班
避難所運営訓練	避難者の受入れ、体制確立、状況報告等、避難所運営対応を模擬体験する図上訓練	避難所運営の確認、避難所運営マニュアルの検証	避難所担当職員、地域住民、施設管理者	全体・支部班
情報収集・伝達訓練	リソース制約下を想定した通信機器等による情報連絡訓練	通信機器の確認、初動マニュアルの妥当性検証	全職員	全体・各班
情報システム復旧訓練	被災を想定した、情報システムの代替機・バックアップからの起動等、稼働確認訓練	非常時優先業務の時間等及びマニュアルの妥当性検証	データ・システム管理者、代行可能性職員	各班
応援協定実地訓練	応援協定を結ぶ行政との支援・受援の内容・方法の確認訓練	応援・受援体制の妥当性、業務効率化の検証	協定行政職員、関連業務の従事職員	各班
復旧計画立案訓練	想定被害状況に対する対策方針・復旧計画を立案する訓練	非常時優先業務の検証と復旧内容の確認	所属長、担当職員	全体・各班

8. 2 業務継続マネジメント体制

本計画の対策を推進し、業務継続目標を実現するために、本計画の見直し・改定を継続的に実施していくことが必要であり、そのための業務継続マネジメント（BCM）体制を構築する。見直し・改定に当たっては、対策計画の進捗状況や訓練等により抽出された課題・検証結果等を踏まえて、「BCP推進検討会」で検討・協議を行い、基本方針などを検討・策定し、庁内調整を行った上で、「BCP推進委員会」で、最終的な承認・決定を行う体制とする（図8.2.1参照）。

なお、業務継続マネジメント体制における事務局は、防災対策課が担当する。

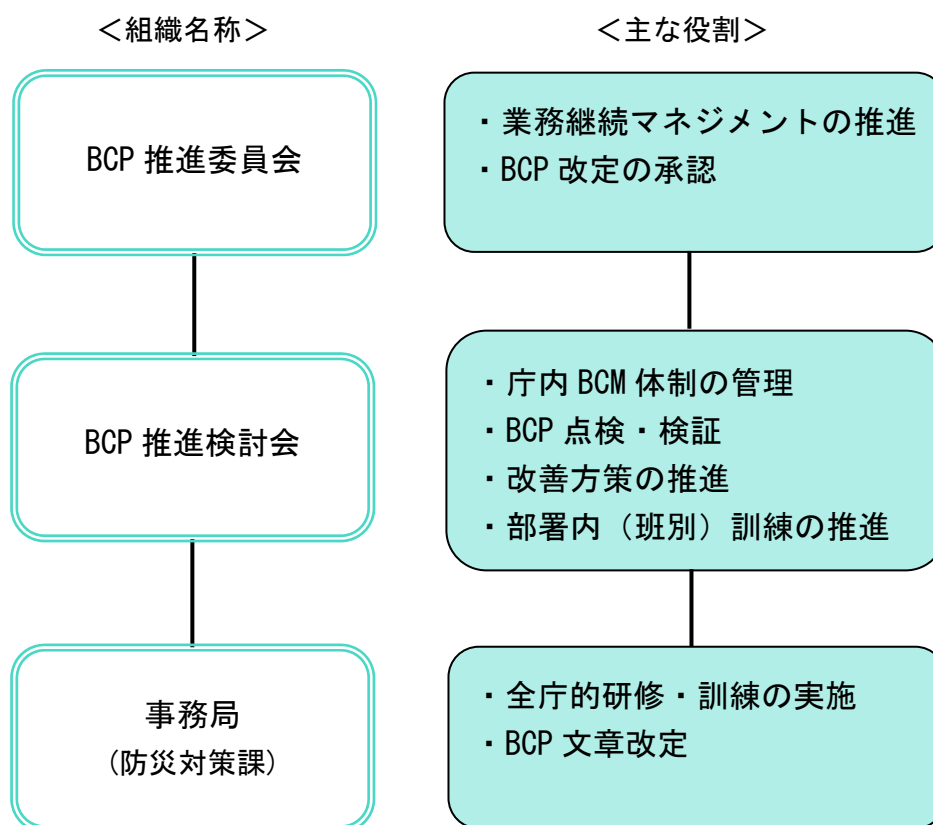


図8.2.1 業務継続マネジメント体制

8. 3 業務継続計画の改善・更新

前節で示した業務継続マネジメント体制に基づき、防災対策の立案（計画(Plan)）、対策の実施（実行(Do)）、対策効果の評価（評価(Check)）、計画の見直し・改善（改善(Act)）により構成されるPDCAサイクルを構築し、それを着実に推進していくことが重要である。また、そのサイクルの中では、対策計画を実際に実行する職員が、自ら取り組むべき行動を理解したうえで、平常時から業務継続に対する意識の向上に努めることが重要となる。

このようなPDCAサイクルに基づき、本計画は、事務局が主体となって、毎年度更新を行うことを基本とする。また、地域防災計画や関連マニュアル等との整合性の観点から、地域防災計画改訂後、あるいは関連計画・マニュアルの更新時に、整合性を確認し、必要な修正を行うものとする。

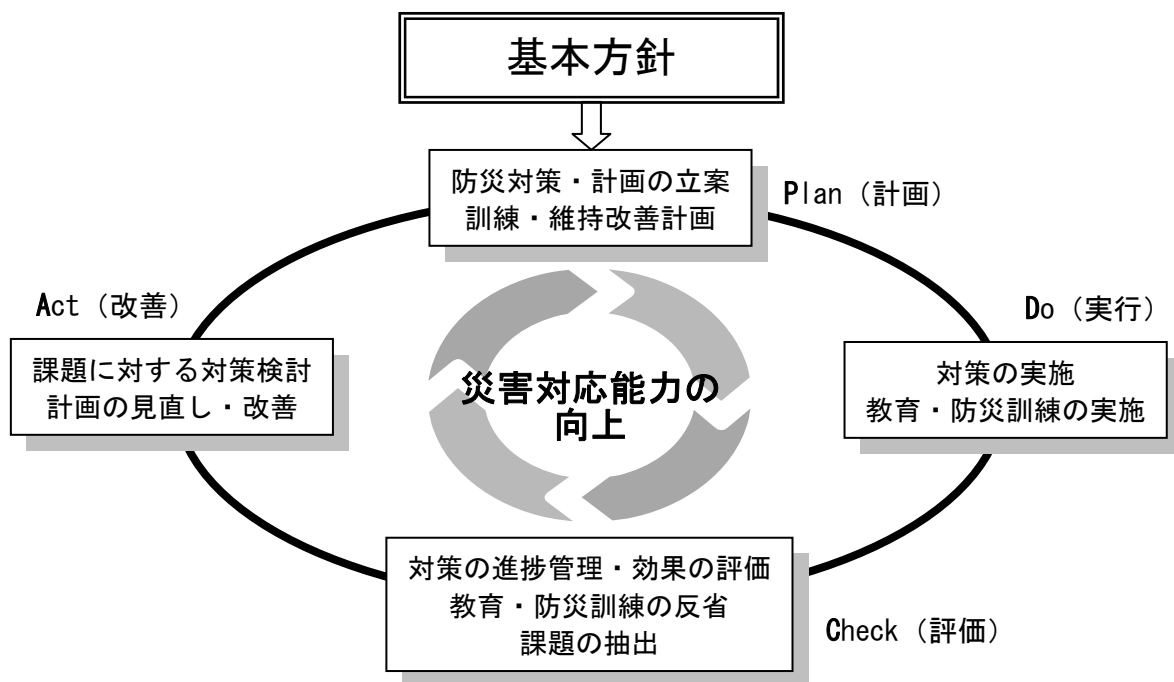


図8.3.1 PDCAサイクルに基づく運用

吉野川市業務継続計画

(南海トラフ巨大地震編)

平成28年11月

吉野川市 防災局 防災対策課

〒776-861 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

TEL 0883-22-2235 FAX 0883-22-2248
